

渋谷区都市計画審議会

(第165回)

令和5年6月23日

— 速記録 —

渋谷区都市計画審議会

渋谷区都市計画審議会会議録（第165回－令和5年度第1回）

1. 令和5年6月23日 午後1時30分開会

2. 出席委員（18名）

卯月盛夫	志村秀明	河島均	田原裕子
加藤仁美	濱出憲治	堀切稔仁	斎藤竜一
久永薫	丸山高司	伊藤毅志	牛尾真己
高橋千善	光山和徳	古井貴	岡崎千治
手塚康長（代理：海上予防課長）		栗城研生（代理：柳交通課長）	

3. 欠席委員（1名）

遠藤新

4. 幹事（12名）

澤田伸	加藤健三	奥野和宏	米山淳一
小原誠司	齋藤勇	安松真理子	行廣勝哉
森和子	中村彰男	井戸田智司	佐藤嘉之

5. 欠席幹事（10名）

佐藤哲人	飛田和俊明	岡部尚徒	福嶋一平
中田和宏	松村遼太	上田重孝	吉武成寛
野田有一	青木正樹		

6. 会議次第

1. 開会

2. 議事

議題1 渋谷駅地区地区計画の変更に関する申出について（諮問）

議題2 渋谷三丁目地区地区計画の変更について（諮問）

議題3 東京都市計画道路 補助第50号線の変更（案）について（報告）

議題4 東京都市計画道路 補助第20号線の変更（原案）について（報告）

議題5 玉川上水旧水路緑道の都市計画の変更（原案）について（報告）

議題6 その他

3. 閉 会

《事前配付資料》

- 資料A 渋谷駅地区地区計画の変更に関する申出について
- 資料B 渋谷駅地区地区計画の変更に関する申出書類一式
- 資料C 東京都市計画地区計画 渋谷三丁目地区地区計画の変更
- 資料D 意見書の要旨及び回答
- 資料E 東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第50号線（案）
- 資料F 東京都市計画道路 補助第50号線の変更（案）について
- 資料G 原案に対する意見書の要旨及び回答
- 資料H 東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第20号線（原案）
- 資料I 東京都市計画道路 補助第20号線の変更（原案）について
- 資料J 玉川上水旧水路緑道の都市計画の変更（原案）
- 資料K 玉川上水旧水路緑道の都市計画の変更（原案）について

《当日配付資料》

- 資料1 諮問文の写し（渋谷駅地区地区計画の変更に関する申出について）
- 資料2 諮問文の写し（渋谷三丁目地区地区計画の変更について）

【加藤幹事】

それでは、卯月会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

【卯月会長】

それでは、渋谷区都市計画審議会を、これより開会したいと思います。

本日は、遠藤委員から御欠席の連絡をいただいております。また、渋谷消防署長の手塚委員の代理として海上予防課長様に、渋谷警察署長の栗城委員の代理として柳予防課長様に、御出席をいただいております。また、河島委員につきましては、遅れていらっしゃるかと御連絡をいただいております。

現時点で、渋谷区都市計画審議会条例第6条第1項の会議要件を満たしております。

本日の議事録の署名委員は、加藤委員、濱出委員をお願いいたします。

本日は、8件傍聴人を決定しております。本日の議題では会議を非公開とする事由はないと

思いますので、傍聴人に入場していただこうと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【卯月会長】

ありがとうございます。御異議ないと認めます。

それでは、傍聴人を入場させてください。

〔傍聴人入場〕

【齋藤幹事】

傍聴人の皆様につきましては、お配りしました「傍聴希望者のみなさまへ」に記載してある事項をお守りいただきますよう、よろしくお願ひいたします。これらに違反していると認められるときは、御退場いただく場合があります。

【卯月会長】

それでは、議事に入ります前に、幹事より本日の資料の確認をお願いします。

齋藤幹事。

【齋藤幹事】

それでは、皆様のお手元のタブレット端末より資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただきました資料A、渋谷駅地区地区計画の変更に関する申出について、資料B、渋谷駅地区地区計画の変更に関する申出書類一式、資料C、東京都市計画地区計画、渋谷三丁目地区地区計画の変更、資料D、意見書の要旨及び回答、資料E、東京都市計画道路、幹線街路補助線街路第50号線（案）、資料F、東京都市計画道路、補助第50号線の変更（案）について、資料G、原案に対する意見書の要旨及び回答、資料H、東京都市計画道路、幹線街路補助線街路第20号線（原案）、資料I、東京都市計画道路、補助第20号線の変更（原案）について、資料J、玉川上水旧水路緑道の都市計画の変更（原案）、資料K、玉川上水旧水路緑道の都市計画の変更（原案）について、本日の会次第でございます。

次に、本日追加配付してございます資料については、資料1、諮問文の写し、資料2、諮問文の写しと、渋谷区都市計画審議会委員名簿でございます。

資料はそろっておりますでしょうか。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

【卯月会長】

それでは、議事に入ります。

議題1、渋谷駅地区地区計画の変更に関する申出については諮問事項です。幹事より諮問願ひします。

加藤幹事。

【加藤幹事】

本来でございますと区長より御諮問申し上げるところでございますが、私から諮問文を代読させていただきます。

お手元に資料1としまして諮問文の写しを配付しておりますので御参照ください。

資料1。

5 渋谷都発第41号。

令和5年6月23日。

渋谷区都市計画審議会会長卯月盛夫殿。

渋谷区長長谷部健。

渋谷駅地区地区計画の案等の申出について（諮問）。

標記の件について、渋谷区まちづくり条例第33条第4項に基づき下記のとおり諮問する。
記。

1、諮問事項。

東京都市計画地区計画 渋谷駅地区地区計画の案等の申出。

2、諮問内容。

地区計画等の案等の申出書。

なお、詳細につきましては行廣幹事より御説明させていただきます。

【行廣幹事】

それでは、議題1、渋谷駅地区地区計画の変更に関する申出についての諮問事項を御説明させていただきます。着座にて御説明させていただきます。

本年3月27日に開催しました前回の都市計画審議会において既に概要を御報告したところですが、5月31日付けで地区計画区域内の地権者より地区計画の変更案の申出書が提出されました。本日はその内容について御説明をさせていただきます、申出案に基づいて地区計画の変更を進めてよろしいか御意見を伺うものでございます。

まずお手元の資料Aの表紙をおめくりいただき、右下のページ番号1ページを御覧ください。最初に目次01、渋谷駅地区地区計画について御説明いたします。

2ページ目をお開きください。まず地区計画についてです。地区計画は都市計画法に基づいて定められる地区単位の都市計画で、地区のまちづくりの目標、土地利用や地区施設、建物等の整備方針、また、地区施設の配置や建築物等の制限を定めます。今回の申出案は、一番下にありますが、主に地区整備計画に定める道路、公園、広場などの地区施設の変更になります。

3ページをお開きください。渋谷駅地区地区計画の策定の経緯についてです。平成17年12月に渋谷駅周辺地域が都市再生緊急整備地域に指定され、「駅施設の機能更新と再編を契機に開発の連鎖による総合的なまちづくり」を整備目標と決めました。平成19年には渋谷駅中心地区まちづくりガイドライン2007を定め、まちの将来像として「世界に開かれた生活文化の発信拠

点「渋谷」のリーディングコア」、「広場・坂・路面店を活かした、めぐり歩ける、環境と共生するまち」を目指すことといたしました。平成23年には渋谷駅中心地区まちづくり指針2010を策定、ガイドライン2007の将来像を実現するための7つの戦略の具体的方針を定めており、その戦略4では、「人間中心のまちをつくる」こととして「交通結節機能の再編・強化等による快適な歩行環境の形成」をうたっています。これらのまちづくりの上位計画の方針を基に、平成23年8月に本地区の地区計画を策定したところです。

次に、4ページを御覧ください。地区計画策定時の渋谷駅地区の状況としては、日本有数のターミナル駅を有する中心地区にもかかわらず、駅の老朽化及び駅前広場の歩行者動線の複雑さや歩行者空間の不足により、駅施設の安全性・利便性や歩行者空間の快適性・回遊性を阻害するものとなっておりました。これを踏まえ本地区計画では、駅施設の再編・駅改良、駅前広場の再編・拡充、多層にわたる広場空間を整備、道路の拡幅・整備を一体的に行い、防災の拠点となる安全・安心なまちを実現し、世界に開かれた生活文化の発信拠点を形成することを目標としました。

5ページを御覧ください。こちらは地区計画の区域となっております。ハッチがかかった部分、JR渋谷駅を中心として南は国道246号、北は大山街道、東は明治通り、西は神宮通りに囲まれた面積が約4.6haの区域となっております。

6ページを御覧ください。本地区計画の中の地区整備計画に定められている地区施設についてです。地区施設は、地区計画に定められる道路、公園、広場などの施設で、地区内に必要な公共的空地として確保されるものです。本地区計画では歩行者専用通路、立体広場空間——アーバン・コアと言っております——それから広場が地区施設として定められております。アーバン・コアと申しますのは、地下及びデッキ階まで多層の空間をつなぎ地上へ人々を誘導する、まちに開かれた縦軸空間で、こちらの写真は渋谷ヒカリエ、渋谷ストリームの例となっております。

7ページ目を御覧ください。本地区計画で既に一部または全部が整備されている地区施設の御紹介です。左上の写真が渋谷フクラスから駅へとつながる予定の2階レベルの通路、右上が渋谷ヒカリエと渋谷スクランブルスクエアを結ぶ明治通りを横断する2階レベルの通路、左下が東口国道デッキと東口アーバン・コアをつなぐ渋谷スクランブルスクエア施設内の通路、右下が、こちらはまだ完成はしておりませんが、渋谷駅東西をつなぐスカイウェイ、こちらの写真は銀座線ホームの屋根の上の通路となっております。

次に8ページを御覧ください。上の2枚は「明日の神話」がある渋谷マークシティから駅に向かう、将来的に西口スカイウェイとつながる施設内の通路となっております。下の2枚は渋谷スクランブルスクエア内の東口アーバン・コア、立体広場空間です。本計画では、このように歩行者ネットワークを形成する通路や広場空間を地区施設として定めています。

次に9ページ、02、地区計画等の案等の申出制度について御説明いたします。本区では、協働型のまちづくりを推進するため、住民に最も身近な都市計画である地区計画等の決定や変更、またはその案の内容となるべき事項について区に申し出ることができる地区計画等の案等の申出制度を、まちづくり条例第33条で定めています。地区計画等の案等の申出ができる者は、都市計画法第16条第3項に規定する地区内の住民または利害関係人及び認定まちづくり協議会となっています。

10ページを御覧ください。申出制度の手続の流れについてです。まちづくり条例では、地区計画等の案等の申出を受けた場合、都市計画審議会で意見を聞いた上で区が決定または変更の必要性を判断し、必要があると判断した場合は、区が地区計画等の案を作成し都市計画手続を進めるものとなっています。

11ページを御覧ください。今回の地区計画等の案等の申出者は地区計画区域内の地権者、東急株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社の3者です。また、まちづくり条例の規定に基づき、こちらの(1)から(4)の書類が申出書と一緒に提出されています。順にその内容を御説明いたします。なお、お手元に事業者からの申出書類を写しました資料Bをお手元に配付してございますが、こちらを適時御参照いただければと思います。

それでは、12ページを御覧ください。(1)利害関係の内容を記載した書類として、こちらにある書類が添付されております。お手元の資料Bでは、登記簿謄本と公図につきましては添付を省略させていただいております。

次に、13ページを御覧ください。こちらにあります土地所有者一覧のとおり、本地区計画区域内に権利を持つ者は、道路等の公共施設所有者を除きまして土地所有者は、申出を行った3者のみとなっております。

次に、14ページを御覧ください。(2)地区計画等の案等を作成するために必要な事項等が記載された書類としまして、「渋谷駅地区 まちづくり方針検討」が提出されています。こちらが具体的な変更内容の案になりますので、申出者の作成資料を抜粋して御説明いたします。

次のページをお開きください。すみません、大変申し訳ございませんが、ページ番号14が重複しておりますが、こちらが申出者の作成資料の表紙となっております。

次に、右下の16ページをお開きください。本申出を行った背景としては、渋谷駅中心地区とその周辺での再開発事業が進行する中、今後渋谷駅街区ビル事業の第Ⅱ期工事を着手するに当たり、計画の深度化、まちづくり調整会議での調整などを経て、より良い基盤施設計画を実現するべく検討を行ったものとしています。

次に、17ページを御覧ください。本地区では、土地区画整理事業と、こちらの図の凸型をした渋谷駅街区のビル事業が並行して進行しています。駅街区ビル事業のⅡ期工事というのは、こちらの図のJR線上空に建築される中央棟及び、現在の西口バスターミナル付近に建築され

る西棟の建設工事を指します。

次に、18ページを御覧ください。今回の申出の変更案の内容をまとめたものです。3点あります。1点目ですが、駅地区周辺の事業の進捗や社会環境・行政計画の変化を踏まえ、地区計画の目標・方針に反映させることとします。2点目は、西口アーバン・コア、スカイウェイ、銀座線、中央棟先端部の再編により、地区施設の配置・規模の見直しを行います。3点目は、3階JR線及び銀座線改札口とつながる西口上空施設を、新たに地区施設として指定をいたします。今回の大きな変更点である2番、3番について具体的な内容を、さらに御説明をいたします。

19ページを御覧ください。まず駅街区ビルの中央棟先端部の広場の形状変更です。この図はハチ公広場、JR渋谷駅方面を俯瞰したイメージパースとなっています。左側の現計画では、中央棟先端部4階部分に広場を設置することとしていましたが、地上広場空間を圧迫するような高さがあるため、右側の図にあるように、これを4階広場から3階に向けなだらかな傾斜状とすることで、広場・まちとの見る・見られるの関係を強化し、地上広場やスクランブル交差点との一体感のあるにぎわいを体感できる広場空間を形成する内容に変更いたします。

20ページを御覧ください。こちらの図は、大山街道側からハチ公広場を見た図となっています。左側がJR渋谷駅です。土地区画整理事業により整備されるハチ公広場の有効な面積を確保するため、基盤施設の見直しを行います。左側の現計画の図を御覧ください。緑色に塗られたO字階段という中央棟先端部の広場から地上へ下りるらせん状の階段をなくしまして、右側の変更計画のとおり、赤い色で塗られたエレベーターとアーバン・コアと中央棟先端広場をつなぐデッキ、右側の図で言いますと緑色の部分になりますが、そのデッキに配置を変更して見直しをいたします。また、青色で示したマークシティ側と中央棟をつなぐスカイデッキを、4階レベルから3階レベルに下げること、また、銀座線との調整によりハチ公広場に下りていた黄色の橋脚の数を削減して、広場の空間を確保いたします。これらの見直しに関わる現計画の地区施設について、変更または新設を行います。

続いて21ページを御覧ください。こちらは新たに地区施設として位置づける西口3階上空施設です。これは申出者の資料ではなく、3月27日の都計審の資料をベースに御説明をさせていただきます。渋谷駅前に、よりゆとりのある快適でまちへの回遊を促す駅前広場空間を創出するため、西口3階レベルに約3,000平米の広場を整備するものです。おおむねの位置は、こちらにあるように駅街区ビル西棟の西側に設置され、3階のJR改札、銀座線からまちへつながる結節点となる広場となります。

22ページを御覧ください。この新しい西口上空施設ですが、その整備の効果として大きく2つの視点があります。1つは歩行者空間としての視点で、まちづくり指針等の上位計画にある将来像のうち多層の歩行者ネットワーク、動線の結節点の多様な憩い・溜まれる空間、これを

ゲートとなる広場と呼んでおりますが、南側へのまちづくりを展開するゲート空間としてこの広場を位置付けて整備をいたします。また、2つ目の視点としては防災の視点です。首都直下地震が発生した場合に、渋谷駅周辺で帰宅困難者の一時退避場所となる空間が、約6万6,000人分不足していると言われております。災害時は、この広場だけで最大約3,000人の滞留者を一時的に受け入れることが可能となります。

次に、23ページを御覧ください。こちらは広場の使い方のイメージです。日常においては待ち合わせや都心の中で安らげる憩い、リラックスできる場所として活用されます。非日常的には地域の催事等、まちの交流に寄与するにぎわい空間として、また、災害時の帰宅困難者の一時退避場所として使用されます。

次に、24ページは、これまで説明した地区施設の変更・新設をまとめた図となっておりますが、位置関係につきまして御理解を深めていただくため、本日、真ん中に模型を設置しておりますので、こちらで改めて御説明させていただきます。なお、この模型につきましては駅街区開発事業者から拝借しており、検討中の模型ということになりますので、今後計画の深度化、関係者との協議により変更の可能性がございますことを、御理解いただけますと幸いです。

それでは、まずこの模型の位置関係ですが、ハチ公広場がこちらになります。それからスクランブル交差点がこちらになります。それから山手線がこちらになります。

まず1つ目の変更点ですが、まずJR線、銀座線上空に建築されます駅街区ビル中央棟がこちらになりますが、その先端部の広場形状の変更になります。現在の計画では4階レベルにある広場を、4階から3階へなだらかな傾斜をつけた広場に変更しまして、ハチ公広場、まち等を眺め合う一体的な広場空間を形成するものでございます。

次に、2つ目の変更点ですが、現在の計画にある先程の4階レベルの広場、先端部の4階レベルの広場からハチ公広場を下りる、当初らせん階段状のものを、O字階段というものを想定していたんですが、こちらにつきましては、このO字階段をなくしまして、こちらにあるエレベーターに再配置をしまして西口のアーバン・コアを再編いたします。

それから西口スカイウェイ、こちらが西口スカイウェイになりますが、こちらのレベルを、当初4階レベルであったものを3階レベルに引き下げます。また、ハチ公広場の動線上の真ん中にありました銀座線の橋脚、これも減らすことで、ハチ公広場、地上広場の空間を確保してまいります。

続いて3点目の変更点ですが、こちらは西口3階上空施設になります。これは新たに整備される3階レベルの上空広場ということになりますが、こちらの部分になります。位置としては駅街区ビルの中央棟、西棟の西側に整備される約3,000平米の広場空間ということになってございます。

それでは、引き続きお手元の資料を基に説明させていただきます。26ページをお開きいただきたいと思います。渋谷区まちづくり条例33条2項に基づき、申出に当たっては申出者が当該地区住民等に対する内容の周知及び公開の意見交換会を開催し、その結果の記録を提出することとなっております。意見交換会の対象は、地区計画の対象範囲に該当する住民等を指し、この地区では実質的に事業者3者となりますが、渋谷駅街区は渋谷駅周辺地域の玄関口として、駅からまちへ人が行き交うネットワークの結節点という重要な役割を持つこととなりますので、この申出者による意見交換会が開催されています。

27ページをお開きください。申出者の主催で本年5月18日に渋谷駅周辺の町会、商店会、まちづくり協議会の代表者らにより構成されております渋谷駅周辺地域の整備に関する調整協議会の委員に対し、意見交換会が開催されました。お手元の資料Bに開催通知、出席者名簿、議事録、説明資料が添付されておりますが、説明は割愛させていただきます。なお、意見交換会での主な意見はこちらにあるとおりでありますが、参加者にはおおむね好意的な意見をいただいたというふうに報告を受けております。

次に、28ページ、(4)渋谷区まちづくり条例施行規則23条2項の適合表についてです。

29ページを御覧ください。渋谷区まちづくり条例施行規則23条2項では、区が都市計画の決定または変更をする必要があるかどうかを判断する6項目の基準を定めております。これらの各項目について申出者からの意見を提出してもらっておりますので、こちらにより説明をさせていただきます。

30ページを御覧ください。まず最初の基準(1)都市計画法第13条その他法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合していることですが、申出者の意見のとおり、本申出案は都市計画法施行令の地区計画の策定基準のうち、地区施設の配置及び規模の基準に適合しているものと判断します。

2つ目の基準(2)まちづくりマスタープランその他条例に基づく施策に適合していることについても、申出者の意見のとおり、本区のまちづくりの上位計画に掲げる将来像やまちづくりの方針に適合した提案内容となっていると判断しております。

3つ目の基準(3)当該申出に係る地区計画等の案等に係る区域の面積が0.5ha以上であること、こちらについては当該地区計画区域は約4.6haですので適合しております。

次に、31ページを御覧ください。4つ目の基準は、当該申出に係る地区計画等の案等に係る区域内の土地所有者等へ十分な説明が行われていることですが、本地区計画の区域内の土地所有者と申出者は同じであり、申出内容は十分に認知され、さらに、周辺地元関係者への意見交換会を開催しており、基準を満たしているものと判断します。

5つ目の基準ですが、(5)当該申出に係る地区計画等の案等に係る区域周辺の環境または都市機能へ及ぼす影響に配慮されていること、これについては申出者は、今回の地区施設の変

更による東京都環境影響評価の再予測を実施し、変更前と同程度の結果であることを確認しており、この基準についても適合しているものと判断します。

最後の基準ですが、（６）特定のものに対して著しい利益または不利益を与える内容でないこと、こちらについてですが、本計画の変更案は、防災の拠点となるまちづくりに寄与し、駅とまちをつなぐ結節点となる広場を整備し利用者の利便性を高める内容となっており、本基準についても適合するものと判断します。

以上、本区としては、６項目の判断基準いずれにも適合した案となっているものと判断しております。

最後に、今後の手続についてです。32ページを御覧ください。本日、本申出案について御意見をいただき、それを踏まえて本区として地区計画の変更が必要と判断した場合、８月以降おおむねこちらのような予定で都市計画手続を進め、12月頃の都計審で都市計画案の諮問・答申を行い、都市計画決定をしていく予定でございます。

以上が、渋谷駅地区地区計画の変更に関する申出についての諮問事項の説明となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【卯月会長】

ありがとうございました。

ただいま幹事より議題1について説明がありました。諮問事項でございますので、御審議をお願いします。御意見のある方は挙手をお願いします。

堀切委員。

【堀切委員】

さっきのこのスケジュール感なんですが、スケジュールというのは、ここに8月に意見交換会、また9月にも原案の交換会がありますが、この交換会に関してはどのような形でどのような、例えば今、変更案のところでは1回、今日に当たって意見を伺うやつを地元の方たちにしていきますけれども、メンバー的には変わらないものなのか、もっとオープンでやるものなのか、ちょっと聞きたいんですけれども。

【卯月会長】

行廣幹事。

【行廣幹事】

こちらの32ページのスケジュールでございますが、まず本日この御意見をいただいたことを踏まえまして区として地区計画の変更を進めていくと決定した場合には、次回の都市計画審議会でその旨を御報告させていただく予定になっております。またその次に、素案の案も一緒に御提案をさせていただきますので、それから素案の意見交換会を開催しますが、これはあくまでも区が主催で行う意見交換会でございます。こちらにつきましてはどなたでも参加できる形の意

見交換会を開催する予定でございます。また、順次原案につきましても意見交換会を同様に開催して、他の通常の都市計画と同じ手続を踏みながら進めてまいりたいと思っております。

【堀切委員】

ありがとうございます。

【卯月会長】

よろしいですか。

【堀切委員】

はい。

【卯月会長】

ありがとうございます。

その他の委員の方はいかがでしょうか。

丸山委員。

【丸山委員】

変更案の、ちょっと教えてもらいたいんですが、ハチ公広場のところにらせん階段からエレベーターが変更し、その先のところ、建屋が1つできていると思うんですけども、これはどういう建屋なのか教えてもらえますか。

【卯月会長】

行廣幹事。

【行廣幹事】

こちら大変このパースが分かりづらくて恐縮なんですが、恐らく今御質問がありましたのは20ページの右側だと思うんですが、こちらの緑色のらせん階段を廃止しまして、こちらの右側の図にありますように、この縦になっているのは、これはエレベーターでございます。エレベーターを2基設置するというところでございます。

【丸山委員】

ごめんなさい、答弁中申し訳ない。私が言っているのは、そのエレベーターが設置されるであろうそこからさらにいわゆる国道、大山街道に向けて1つ建屋が増えましたよね。分かりますか。25ページ、ハチ公広場のところ、これは何をイメージしているのか教えてもらいたい。

【卯月会長】

もし可能であれば、模型を使ったらどうですか。

奥野幹事。

【奥野幹事】

それは今ある交番になります。そういう意味では左にもあってもいいものなので。

【丸山委員】

だよ。それだったら、はい、分かりました。

【卯月会長】

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

他の委員の方はいかがでしょうか。

伊藤委員、どうぞ。

【伊藤委員】

銀座線の上のスカイデッキが4階から3階に下がっちゃったという理由は何なんでしょう。何となくイメージとして、ずっと真っすぐ4階を歩いて道玄坂の、宮益坂の上から道玄坂の上まで行けるとするのが売りだったと思うんだけど、何で3階に下がっちゃったのかなど。

【卯月会長】

行廣幹事。

【行廣幹事】

今の銀座線側のスカイデッキは4階レベルのもので変わらないです。4階レベルの先ほどの中央棟の先端部の広場にまっつながります。逆に、西口のスカイデッキのほうは3階レベルで、先ほど申し上げたように広場が4階から3階になだらかな形状に変わってきますので、西口側は3階レベルでスカイデッキと接続すると、こういうような関係になっております。

【卯月会長】

伊藤委員。

【伊藤委員】

当初からそういう計画だったの。それともう一個、西口のスカイデッキが3階になったという事は、マークシティの4階部分と接続して真っすぐ行けるというイメージなの。そういう理解でいいわけ。

【卯月会長】

行廣幹事。

【行廣幹事】

当初の計画は、今御質問がありましたように、マークシティの4階レベルから中央棟先端部につなげるというような構想があったんですが、マークシティの4階側の建築物の構造上、4階レベルからスカイウェイ、デッキにつなげるのはなかなか困難だということもございました。それで、マークシティの現在は3階レベルと中央棟先端部を3階でつなげるということで、今、想定しておるところです。

【卯月会長】

伊藤委員。

【伊藤委員】

じゃ、当初言っていた道玄坂から宮益坂まで上から上まで真っすぐ直線で行けるという案は、なくなったと。

【卯月会長】

行廣幹事。

【行廣幹事】

今ありましたように、当初はなるべく地元の要望としては、マークシティの4階レベルからそのままスカイデッキで、中央棟先端部は最初から4階広場でしたので、そこにつなげられるとよかったんですが、現計画はなるべくそれを実現しようとしてつなげる案はあったんですが、いろいろな検討が深度化する中ではマークシティ側の構造物、これに実際つなげるのは困難だということがだんだん分かってまいりましたので、そういう意味もあってこの計画の変更をしておるといってごさいます。

【伊藤委員】

残念です。

【卯月会長】

牛尾委員。

【牛尾委員】

今の質疑を聞いていて、3階に下がった理由が何となく分かった気がするんですが、ただ、東西がバリアフリーで結ばれるということは私も聞いていたので、4階から3階になだらかに下りるようにしたこの広場、これはバリアフリーが望ましいと思うんですが、この図を見ると階段状になっているという部分があるかと思うんですけども、これは階段なんですか。間違いないですか。

【卯月会長】

行廣幹事。

【行廣幹事】

今パースでは階段状のように見えている部分もあるんですが、細部はこれからまた詳細な設計をしていくということで伺っておりますので、まだ階段ということで決まっているわけではないというふうには考えております。

【卯月会長】

牛尾委員。

【牛尾委員】

傾斜は当然規制があると思うんだけど、そういうものにも適合できると、スロープみたいにした場合、そういう判断ですか。

【卯月会長】

奥野幹事。

【奥野幹事】

すみません、少し補足をさせてください。なだらかに4階から3階に下りるところだけではなくて、中央棟のちょうど真ん中辺りにエスカレーターとエレベーターも設置予定でございますので、バリアフリー動線としては、そこを使っていただいて4階から3階に下りることができるようになってございます。

【卯月会長】

牛尾委員。

【牛尾委員】

エスカレーターは、例えば車椅子なんかの場合は通れないわけだから、いわゆるバリアフリーと言うにはちょっと適合しないんだろと思うんだけど、この傾斜、スロープのようになって下りてくるというもの自身は技術的というんですか、実際に距離がなくちゃ当然角度が急になってしまうので難しいと思うんですけれども、それは可能なのかということをお聞きしたかったんです。

【卯月会長】

行廣幹事。

【行廣幹事】

そこはやっぱりスロープ状にした場合には、バリアフリーの必要な傾斜の基準を満たさないといけないかなと思うんですが、そこは恐らくこれからの設計上の深度化を図っていくことになると思うんですけれども、先程それで言いましたようにバリアフリー動線としては、ハチ公広場に下りる動線としてはエレベーター2基をハチ公広場に下ろすと、先ほどの図で言うと赤いエレベーターが2基あったかと思うんですが、基本的にはそのエレベーターですとかエスカレーターで3階、2階に下りていく動線を確保いたしますので、そちらも使っていただくというような考えでおります。

【卯月会長】

牛尾委員。

【牛尾委員】

じゃ、今後検討する中で決まってくるんだと思いますけれども、今私が言ったような疑問というか指摘もあるということは、ぜひ踏まえていただきたいということが1つ。

それと、私はこの中央棟の先端部が低くなるというのは、地上からも圧迫感が軽減されたりとか、それ自身は悪くはないというふうに思っているんです。ただ、今までのO字型の階段とかがありましたよね。らせん状か。これがなくなるというと、災害時なんか地上に人が

大挙しても下りられるようなつくりというのは、非常に大事だというふうに思っていて、そこがエレベーターしかないというふうになってしまうとちょっと不安があるし、外に造ると非常に分かりやすいので、利用者の方々が少し落ち着きを失ってもここへ行けると、そういうのは示せるかなと思うんですが、そういったあたりの検討というのはされたんでしょうか。

【卯月会長】

行廣幹事。

【行廣幹事】

こちらのアーバン・コア自体が、基本的にはアーバン・コアというのはフルスペックといいますか、エレベーターとエスカレーターと階段、これを必ず整備するという事になっていきますので、上空から4階レベルから地上に、ハチ公広場に下りていく動線は、バリアフリー動線はしっかり確保してまいりたいと思います。ただ一方で、例えば災害時にたくさんJR線が止まって、交通機関が止まってたくさんの方が改札口の外に出てきた場合に、先ほど新たな提案としては3階上空広場がございます。いきなり地上に下りるとハチ公広場がかなり混雑しますので、3階上空広場である程度の方は滞留を受け入れまして地上の混乱を緩和するという事で、全体としては防災面でも今回の提案はそういう考え方に基づいているかなというふうには思っております。

【卯月会長】

よろしいですか。

久永委員、お願いします。

【久永委員】

ありがとうございます。

今ちょっと話に出ました階段の部分なんですけれども、変更前、現計画の階段と、あとは変更計画、19ページを見ていただきますと、かなり階段が現計画だと比較的なだらかな階段になっているかなというのが、変更計画の中では階段が少し急になっているのが1点気になっていることと、あとは庇が階段部分の、これまで多分現計画よりも庇の部分が短くなっているというのが、バリアフリーというところでは階段部分、庇があったほうが安全面は確保できるのではないかなと思うんですが、この点について少しお話いただけますでしょうか。

【卯月会長】

行廣幹事。

【行廣幹事】

今2点御指摘いただきまして、いわゆるハチ公広場に下りる大きな階段、アーバン・コアの階段でございますけれども、このパースで見ればちょっと小さくなったイメージがあるんですが、恐らく幅は変わらないとは思いますが、これはまた事業者と今後確認をさせてい

ただきたいと思います。

また、アーバン・コアの雨がかりでございますけれども、これもまだイメージ、先程のその模型を御覧いただければと思うんですが、これまで具体的には例えばデザイン会議等で、これからまた深度化してデザイン・設計を考えてまいりますので、その上で今、雨がかりのお話がありましたので、それを御意見として参考にさせていただきたいと思います。

【久永委員】

ありがとうございました。ただ、まだ途中だと思いますので、すみません、図面だけで見るとちょっとその比較が気になったところございましたので発言させていただきました。ぜひ庇に関してまた検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

【卯月会長】

斎藤委員。

【斎藤委員】

関連で、今、久永委員からあったところの関連なんですけれども、これ現計画では、今の庇がちょっと短くなったかなというところにエスカレーターがあるんですが、変更計画ではなくなっているんですが、これも今検討中ということの理解でよろしいのでしょうか。

【卯月会長】

行廣幹事。

【行廣幹事】

そういう意味で言いますと、現計画の大きなハチ公広場に下りるアーバン・コアの階段ですけれども、横に確かに今お話にあったエスカレーターはあるんですが、これは再配置をしまして、大変見にくくて恐縮なんです、右側の変更計画の一番端に大きな階段があります。こちらは階段だけになりまして、エスカレーターについては別の下りる口がそのすぐ後ろ側にあるところがございますので、階段とエスカレーターが分離した形にはなりますが、そこはしっかり確保する設計となっております。

【卯月会長】

大丈夫ですか。

堀切委員、どうぞ。

【堀切委員】

あとこのO字らせん階段の部分がなくなった部分というのは、この建物19mが13mになることによって、例えば内側にこれに代わるものとかが配備されているとか、さっき牛尾委員からありましたけれども、私も防災上とか考えるときにエレベーター、エスカレーターだけとか、こちらの先程、今、久永委員からおっしゃられていた大きな階段のほうにただ逃げるだけではなくて、他に物理的に下りられるようなものというのは、中にはどこか配置されているのでし

ようか。

【卯月会長】

行廣幹事。

【行廣幹事】

こちらの右下の20ページの図で申し上げますと、左側にあるらせん状の階段がなくなるんですが、同じ右側で比較していただきますと、らせん状ではないんですけども、緑色に塗られた新たなアーバン・コアの階段につながる通路、これは確保するというごさいます。また、先程ちょっと話がありましたが、同様にこの施設内のエレベーター、4階から3階に下りるエレベーター、3階から2階レベルに下りるエレベーターも確保されます。また、外側には先程申し上げた赤い色のエレベーターが確保されますので、一応バリアフリー動線的には確保されているものと考えております。

【堀切委員】

分かりました。ありがとうございます。

【卯月会長】

ありがとうございます。

その他の委員、ごさいますか。

牛尾委員。

【牛尾委員】

すみません、もう一つの大きな変更部分の西口の3階のこの広場なんですけれども、ちょっと模型を見ても分かるんですけども、今、南口と言っているバスのターミナルの部分や、それから広場の部分が、ほぼほぼこの屋根で覆われてしまうと、そうすると1階が空が見えない。暗くなる。いろいろなマイナスの要素が出てくると思うんですけども、この辺はどういう議論でこうなったのかというのをお聞かせいただけますか。

【卯月会長】

行廣幹事。

【行廣幹事】

この3階上空施設につきましては、約2年ぐらい前から渋谷区のほうでは、渋谷駅中心のまちづくりを進めてきました地元調整協議会とか防災・にぎわいなど広場分科会、いろいろな会議体がございます。この中で約2年ぐらい前から事業者と地元の地域の皆様で、この広場の形状とか在り方について議論を図っていただいたところがございます。その中で地域の方々からは、こういうデッキ状のものができると1階の空間が暗くなってしまふんじゃないのかといったような御懸念の意見も確かに出ていたと伺っております。そういった御意見を踏まえながらどの程度の、全くこの1階を暗くするとよろしくないこともございまして、例えばこの南側に

については、南側のつまり桜丘のほう、国道246の方面につきましては、全部蓋状にデッキをかけるんじゃないでなくて明るい空間を取ってほしいといった地域の要望もあったと伺っております。そういった要望を踏まえながらこういった形状ができたということで、おおむね地域の皆様からも合意いただいた形状というふうに報告は受けているところです。

【卯月会長】

牛尾委員。

【牛尾委員】

これから都市計画の手続をしていくということなので、その中で、先程ありましたけれども、いろいろな御意見については意見交換をしたりとか、場合によってはそれを取り入れたりという機会はあるのかなと思うんですが、ただ、これは地区計画になっているので、意見を出せるというのは地権者あるいはその利害関係人ということに制限されると思うんですけども、そのあたりはもう少し、大事なところなので、その地域の方の代表の意見も聞くようにしたというふうには言っていますけれども、さらにいろいろな形で利用されたりだとか、それからここを使って周りの周辺のところに行かれる方も多いので、そういう方々の意見もできるだけ聞くようにしたほうがいいと思うんですけども、その辺はどういうふうになっていますか。

【卯月会長】

行廣幹事。

【行廣幹事】

今後の、区がもしこの申出を踏まえまして都市計画手続を進めるに当たっては、当然現在もそうですが、素案意見交換会、原案意見交換会ということで進めてまいります。そちらにつきましましてはどなたでももちろん参加できる形の意見交換会でございますし、意見交換会に参加できない方のために動画配信でこの地区計画の変更内容も確認していただく。また、素案の意見交換会の場合は、特に利害関係者でなくてもどなたでも意見が出せますので、広くそういった意見交換会、意見書の募集も踏まえて、その御意見を踏まえながらこの計画を進めてまいりたいと思っております。

【卯月会長】

牛尾委員。

【牛尾委員】

今言われたのは、素案の意見交換の段階では意見は受けると、利害関係人以外はということ、原案や案の段階ではもう駄目ということですか。

【卯月会長】

行廣幹事。

【行廣幹事】

これは他の地区計画の変更手続でも同じなんですけど、原案とか案になりますと基本的には利害関係者の方の御意見ということが決まっていますけど、ただ、利害関係人以外の方の運用上は御意見をいただいているところがございます。それは参考意見として我々も、しっかり重く受け止めながら進めてまいりたいと思っています。

【卯月会長】

牛尾委員。

【牛尾委員】

そうであれば、この3段階の意見交換会や御意見をいただくという機会をぜひ広く周知していただいて、多くの皆さんにもお声がけしていただくということをしていただきたいということはお願ひしておきます。

【卯月会長】

ありがとうございます。

河島委員、どうぞ。

【河島委員】

到着が遅れて御迷惑をおかけしました。今議論になっているバリアフリーの話について、健常者が移動するときにエスカレーターがいろいろ数多く配置されて、4階スカイウェイとマークシティをつなぐところは3階、4階に2層に分かれるというようなところはあるんですが、全体的に従来よりも現実感があるつくりになっているんじゃないかなと、その点はいいんですけども、エレベーターが果たして十分なんだろうかという気がちょっとして、今マークシティのところに、京王線のところから出てきたエレベーターは1基なんですけれども、あれは乳母車を使う人はえらい悲惨な状態で、エレベーター自体も狭いし、1回で乗れなくて、またそれが戻ってきてまたというようなことで、非常に時間がかかるという状態になっているように思います。これだけレベルが4階まで、地上から4階まで複雑に絡み合う場所で、乳母車あるいはもちろん車椅子の方もそうなんですけれども、移動をするときに果たしてこれは十分なんだろうかと、その容量の問題とといいますか、確かにそういうのがあります、行こうと思えばそれ使えますというだけでは不十分になる可能性もあると思うんです。

ですから、そういう面でもう少し歩行者の流動を、従来以上にさらに多くの方が上下階の移動をする、そういうまちになっていくんだろうと思いますので、そのときにストレスが少しはあるのかもしれないけれども、極度のストレスを感じながら移動しなきゃいけないということがないように、少し配置と容量についてきちんとしたシミュレーションとといいますか、そういったものもこれから具体化させる中ではやっていただく必要があるんじゃないかなと、今の質疑なんかも聞きながら、実際のこのエレベーターの位置、数なんかも見ながら考えると、乳母車を使う人は相当きついんじゃないかなというような印象もありますので、その点については

どう考えているかということをお聞きしつつ、ぜひ混乱しないようにスムーズに移動できるように計画をうまくつくっていただくことも併せてお願いしたいと思います。

【卯月会長】

行廣幹事。

【行廣幹事】

御指摘いただきましてありがとうございます。まだこのエレベーターを2基にするとか、どのような大きさにするとかまでは、まだ決まっていない部分が多いかと思います。ただいまの御指摘を踏まえまして、動線を確保するだけでなくエレベーターの必要な大きさにつきましても、検討して整備をしてみたいと思ってございます。

【卯月会長】

ありがとうございました。

その他の委員の方はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

本件につきましてたくさんの意見をいただきました。最後に河島委員が言われたように、これだけの規模で駅舎、駅周辺のビルが建て替わるというのはなかなか日本に事例がないので、どの程度の歩行者流動というのかな、が起きるかというのなかなか予測しにくいかと思えますけれども、せっかくこの規模で行うわけですから、十分エレベーターの位置・規模、それからバリアフリーのことを配慮すれば緩やかなスロープも必要ではないか、あるいは有事の際の屋外階段というのもある意味はあるのではないか、あるいは庇も必要ではないかという幾つかの意見が出ましたので、これは今後の地区計画の変更に基づきまして申出の事業者のほうと十分調整をしていただきたいと思います。

さらにもう一つは、ここが本当に渋谷で最も重要な公共空間になりますので、広く渋谷区の区民の方あるいは渋谷駅を利用する方々から、様々な意見をいただけるような形での今後の進め方にも配慮いただきたいという意見が出ましたので、その点も御配慮いただきたいと思えます。

そういったことに配慮していただき、本日は申出者の提案について異論としてはないということでお認めいただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【卯月会長】

それでは、都市計画の変更について特段の意見は、特段の意見というのは変ですね。意見について若干の意見をつけて承認をするという形で答申いたします。ありがとうございました。

これを踏まえて、区として都市計画の変更をする必要があるかどうか判断をしていただきたいと思います。

加藤幹事。

【加藤幹事】

本日は、議題1の諮問事項につきまして御答申いただきありがとうございます。御答申の趣旨を踏まえまして、これからも慎重に都市計画を進めてまいりたいと存じます。今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

【卯月会長】

ありがとうございます。どうしますか。5分休憩をしましょうか。

【伊藤委員】

事務局にはちゃんと言っておかないといけないと思うんだけど、議会の公務と重なって都市計画審議会が開かれて、我々何人かはここを5分にはもう出なきゃいけないので、できればそういうことがないようにしてもらいたい。そういう配慮をしてもらいたいので、もう5分には出なきゃいけないので、できれば進めてもらえたらうれしいです。

【卯月会長】

はい、分かりました。

それでは次に、議題2、渋谷三丁目地区地区計画の変更については、諮問事項です。幹事より諮問願います。

加藤幹事。

【加藤幹事】

本来でございますと区長より御諮問申し上げるところでございますが、私から諮問文を代読させていただきます。

お手元に資料2としまして諮問文の写しを配付しておりますので御参照ください。

資料2。

5 渋谷都発第40号。

令和5年6月23日。

渋谷区都市計画審議会会長卯月盛夫殿。

渋谷区長長谷部健。

渋谷三丁目地区地区計画の変更について（諮問）。

標記の件について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定を準用する同法第19条第1項に基づき下記のとおり諮問する。

記。

1、諮問事項。

東京都市計画地区計画 渋谷三丁目地区地区計画の変更。

2、諮問内容。

都市計画図書のとおり。

3、都市計画法に定める意見書の要旨及び回答。

意見書の提出あり。

なお、詳細につきましては、森幹事より御説明させていただきます。

【卯月会長】

森幹事。

【森幹事】

議題2、渋谷三丁目地区地区計画の変更について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

初めに口頭ではございますが、これまでの経緯を御説明いたします。渋谷駅周辺における創造文化都市形成に向けた街並み再生方針の検討については、令和3年5月21日開催の都市計画審議会において、対象地区各地区の特徴や都市像、地元での検討状況を御報告して以降、令和4年4月までの計7回の都市計画審議会において、区による意見交換会の御意見や街並み再生方針の検討状況を御報告してまいりました。その結果、渋谷三丁目地区においては、令和4年4月の都市計画審議会に御報告した内容で、同年6月22日に東京都により、街並み再生地区の指定及び街並み再生方針の策定がなされました。その後、渋谷三丁目地区地区計画の街並み再生方針を反映する検討に向けて、令和4年10月28日開催の都市計画審議会において素案を御報告の後、11月10日から24日に素案の意見交換会を実施、12月23日開催の都市計画審議会において原案を御報告の後、9月12日から10月3日に原案の公告・縦覧意見交換会を実施、令和5年3月27日開催の都市計画審議会において案の御報告の後、4月14日から4月28日に案の公告・縦覧を実施いたしました。

資料Dを御覧ください。案の公告・縦覧でいただいた意見書の要旨及び区の回答について御説明いたします。意見書は1通あり、地区計画に関する御意見としては3件ございました。

1つ目、今回の説明の中で街区間の合意形成の後、地区計画が活用できるようになるとあった。例えば渋谷川沿いにおける私たちの街区では、明治通り沿いで12名以上の方々がいる。街区間をまとめるとなると、自敷地と遠く離れている同街区の人に説明して同意を得ないとまとまらない話になる。少なくとも2地権者以上の建て替えの意思があれば活用できるようにする等、制度が活用しやすい手引きの検討をお願いしたい。

回答としては、本地区計画が地域の方にとって活用しやすいものとなるよう、街区間の合意形成の状況を踏まえた制度の運用について引き続き検討してまいりますとしております。

2つ目、渋谷川における臭気が課題と考えている。エリアインフラ整備の一環として対策を講じていただくようお願いしたい。

回答としては、これまでも地域の方から御意見をいただいております、水質浄化材の散布や清掃などを行っているところです。今後も渋谷川の臭気対策については、エリアインフラでの整

備も含め引き続き検討を進めてまいりますとしております。

3つ目、渋谷川沿いにおいて緑豊かな水辺環境の整備とあるが、桜の季節は、桜の名所として川沿いの河津桜を楽しみながら歩けるよう、河川区域内における桜の植樹・育成・管理をお願いしたい。また、川沿いの一部の遊歩道において緑のネットワーク形成、憩いの空間を創出する緑が不足していると感じている。特に徒歩橋から並木橋周辺付近ではさらなる緑化が必要と考えているので、こちらも河津桜にて緑化推進いただきたく、エリアインフラ整備の一環として対応の検討をお願いしたい。

回答としては、渋谷三丁目地区街並み再生方針において、金王八幡宮や渋谷川という貴重な地域資源を生かし、誰もが巡り歩いて楽しいウォーカブルで回遊性のあるまちづくりのため、エリアインフラ整備により渋谷川沿いの環境整備（緑化等）を推進することとしています。また、本地区区計画の目標の中で「貴重な地域資源である渋谷川を活かした質の高いにぎわいと緑豊かな水辺環境の整備」を掲げており、今後、渋谷川沿いの環境について地域の特性を踏まえた検討をしてまいりますと回答しております。

意見書については以上でございます。

資料Cを御覧ください。東京都市計画地区計画渋谷三丁目地区地区計画の変更でございます。表紙をおめくりください。資料1ページを御覧ください。都市計画の案の理由書でございます。2ページ以降、計画書、計画図、方針付図、総括図を添付しております。意見書の内容も踏まえ、3月の都市計画審議会で御報告した案から変更はございませんので、本日内容についての詳細な説明は割愛させていただきます。

以上が、渋谷三丁目地区地区計画の変更についての諮問事項の説明でございます。よろしくお願いたします。

【卯月会長】

ありがとうございます。

ただいま幹事より議題2について説明がありました。諮問事項でございますので御審議をお願いいたします。御意見のある委員は挙手をお願いいたします。

牛尾委員。

【牛尾委員】

今回の案に対するこの意見書のところでも触れられているんですけども、この壁面後退等の合意形成の仕方について非常に具体的に御質問されているんですけども、区側の回答は、街区間の合意形成の状況を踏まえた制度の運用について検討していくみたいな話だと、地区計画に盛り込む内容としてももう少し具体的なものを示す必要があるんじゃないかなと思うんですけども、その点についてはどうなんですか。

【卯月会長】

森幹事。

【森幹事】

委員から御指摘のありました壁面後退の合意形成につきましては、本地区計画においても既に壁面線の指定について合意が得られている街区等がございます。今回その地区におきましては、沿道の地権者の皆様全員の合意をいただいているというような状況になってございます。私権の制限にもつながるとい状況もございますので、今後それぞれの街区において一定のルールを定める、例えばですけれども、何割合意できたら都市計画を進めますということではなく、状況を踏まえて丁寧に、それぞれの地権者の意向状況を踏まえながら手続を慎重に進めていきたいというふうに考えているところでございます。また、そういった状況について渋谷区としましても、皆様から地権者の状況をしっかり把握をして、地元からも直接お話を聞きながら都市計画の変更等を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【卯月会長】

牛尾委員。

【牛尾委員】

私が言っているのは、何割が同意できたら指定するというのではないんですよ。そうではなくて、この建て替えの時期だとか、それからそれぞれまちまちだったりとか、合意形成の中にはいろいろなレベルがあると思うんです。今のお話の中では、基本的には全員同意できているということだったんで少し安心したんですけども、それでも例えば代替わりしたりだとか計画を変えたりとかいろいろなことが起こり得るわけで、そういった際に私権の制限につながる、まさにそのとおりなので、そこについては基本全員一致というか、御理解を得ながら進めるというところをはっきりさせていただかないといけないので、これはまとめるのは大変だなというような思いから出た質問かと思えますけれども、多くの人がやるんだからあなたもというふうに単純にならないので、そこはきちんと丁寧にやっていただきたいということを改めて指摘させていただきます。

【卯月会長】

ありがとうございます。

その他の委員はいかがでしょう。

堀切委員。

【堀切委員】

御意見の中であった渋谷川の臭気というのが2番目にありましたけれども、私も渋谷川のところは何回も歩いて、まちの方なんかと、研究している方なんかとよく歩くんですけども、246を渡ったところの一部はサイディングなんかもちっと、臭気が出ないような窯板材か何

かのサイディングをして臭気を抑えるようにしているんですけれども、例えばここに御要望があるように、ただ薬を撒くとかじゃなくて、ただ、逆に言うと、渋谷川の設置というのは渋谷区でできるものなのかどうかという問題もあるんですが、例えば国とか管理している東京都とかと全体で話して、例えばそういうサイディングを張って、こういう浄化材とかではなくて、材質によって臭気を抑えていくようなことを今後進めていくとか、一定渋谷区がお金を出してそういう形で臭気を抑えていくようなことも、化学剤とか清掃とかに頼るのではなくて、材質によってそういうことを抑えていくようなことというのは、今後やっていくつもりがあるのかとか、例えば国や東京都なんかと連携してやっていくようなこともあるのかということをお聞きしたいんですけれども。

【卯月会長】

森幹事。

【森幹事】

臭気対策の方法というお話かと思います。内容としまして、今、回答で申し上げました水質浄化材の散布や清掃ということだけではなく、いただいておりますエリアインフラ整備、いわゆる地域のための整備を開発と併せて進めていく、その手法の中でも、委員から御提案がありました材質を変えるといったようなことも含めて幅広く、どういったものが改善につながるのかということは引き続き検討してまいりたいと考えております。また、その際には、都が管理をしている河川でありますので、整備に当たりましても東京都と連携しながら検討・整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【卯月会長】

堀切委員。

【堀切委員】

ぜひ科学的にももちろん清掃とか散布とかというのもありますけれども、今まさにおっしゃられたように、今いい材質なんかもそうやってまさにインフラ整備でできるということがありますので、自然環境を考えるのであれば、ぜひ東京都なんかと連携してサイディングとか材質とかで工夫した上で、またこういうような浄化のこともやっていただければ、多分住民の方々もこの臭気の問題、特に夏なんかとか、私も区民環境委員会なんかに行ったときもそうですけれども、ユスリカの問題とかいろいろあったと思うんですけれども、そういう意味では解決できると思いますので、ぜひとも御検討を進めていただきたいと要望しておきます。

【卯月会長】

ありがとうございます。

他の委員はいかがでしょうか。

加藤委員。

【加藤委員】

先程の質疑の中に出ていたかもしれないんですが、確認のために伺います。計画図の2のところでは道路が（ア）から（オ）までございまして、それについては沿道の建築物の形態・色彩の制限を定める道路だというふうになっておりますね。先程の計画書の地区計画の方針のところには、今後も街並み再生方針に従って地権者の合意形成に基づいて壁面の位置の制限を定めていくという、そういう読み方でいいのでしょうか。今決まっているのはこの計画図の2のような形、これは色彩も入っていますけれども、プラスアルファ、今後の合意形成があれば壁面の位置なんかも検討していくという、そういう読み方になるのでしょうか。私、きちんと聞いていなかった部分があるかと思うんですが、それを教えてください。

【卯月会長】

森幹事。

【森幹事】

計画図2につきましては、地区計画の図書の中に記載のあります、沿道における建築物等の用途の制限等がなされる広幅員の道路はここですよということを、お示ししている計画図という形になってございます。壁面の位置の制限につきましては、計画図ではなくて方針付図、一番最後のページから2枚目戻っていただきまして、街並み再生方針における壁面の位置の制限について、今後地域の方々の検討によって設置される可能性がある道路として、こちらお示しを既にさせていただいているところでございます。まだこれ全てが、当然のことながら壁面の位置の制限がなされているということではございません。実際に壁面の制限がかけられる場合には、戻っていただきまして計画図4でございまして、計画図4の中に、先程牛尾委員のときに御説明をさせていただきました、今回改めまして壁面の位置の制限をかける街区が明治通り沿いに1つの街区でございますけれども、こういった形で具体化されるという形になってございます。

以上でございます。

【卯月会長】

よろしいですか、加藤委員。

【加藤委員】

すみません、計画図の2というのは……大体分かりました。すみません。ちょっとまた後で伺うかもしれませんが、ありがとうございました。

【卯月会長】

ありがとうございました。

他の委員はよろしいでしょうか。

田原委員。

【田原委員】

地区計画の変更について異議を申すものではないのですが、いつもこの三丁目の議論をするときに提示される地図について、少しいつも疑問を持っているので今回確認させていただこうと思います。

見ていただくのは多分27枚目のスライドがいいかなと思うんですが、ここで1つ道路が省略されていると思います。それは城南信金のところから、金王八幡宮から下りてきてそのまま城南信金のところを通過してそのまま通り抜ける道路というのが、ここに示されていないといつも感じております。そのことによって今感じている問題というのが、この地図上に表れてこないということで、いつもちょっと違和感を感じています。

金王八幡宮から下りてくる矢印と、それから明治通りを渡って渋谷川のところに短い矢印はあるんですけども、その先まで道路はつながっているために、1階レベルで歩いていくと、その道路とぶつかることによって歩行者ネットワークが分断されていると思います。常にこの図でその道路が描かれていなくてずっと気になっていたのに言わなかったのに、今回あえてちょっと話題は違うかもしれないけれども、申し上げているのは、健常者にとっては実はそこは、警察の方もいらっしゃるのであれですけども、まあ渡れてしまいます。ただ、今般、今年の2月に桜まつりをしたときに300人ぐらいの来場者の方に来ていただいたんですが、そのときにベビーカーで渋谷駅から来るのがとても大変だったというような御意見をいただいて、恐らくこの渋谷川沿いの歩行者ネットワークというのが、理論上はストリームの2階を通過してエレベーターで下りて地上に行けばバリアフリーになっているというのが、理論上は言えると思うんですけども、ベビーカーでいらした親子連れの方がそういう道を通るかということ、やっぱり1階レベルで川沿いを歩きたいんじゃないかなと思います。そうすると、ちょっとこの地図で道路が描かれていないと私は思うんですけども、描かれているんですかね。そこがいつもその議論ができないという点でちょっと疑問に思っているんで、そのところを教えて、せっかく今三丁目では、渋谷川の景観をよくしていく、そのためのエリアインフラをどうするかということを考えていくという機運が高まっているので、歩行者ネットワークというのももっともっと充実させていきたいなと思いますので、その点についてお聞かせいただければと思います。

【卯月会長】

森幹事。

【森幹事】

地図と実態の乖離ということを御指摘いただいたかと思います。地図のベースなんですけれども、大変申し訳ございません。都市計画の図書に関しては、東京都から提供いただいている

地図データをベースに作成するということになっております。現地点におきましては、いわゆるストリームの開発でできている基盤というものが、地図上に反映されていない状態ということから、委員御指摘の道路ネットワーク、それから歩行者ネットワーク、それから渋谷川沿いの状況が把握できていないという状況になっているかと思えます。

計画図3-1等におきましても歩行者、今整備をしています地区施設等の内容が記載されておりまして、そこには川自体はございませんが、川沿いの歩行者専用通路等の整備が既になされていることを反映されているということになってございまして、そこにもまだ道路と横断できる道路が入っていないという状況になってございます。もう少し時間が経過いたしますと新しい地図データを反映するということができますので、そうなりますと、委員御指摘のとおりデータが更新されて、回遊性が実現できているということが、計画図とそれから施設とを合わせた形で御覧いただけるという形になってございます。すみません、御指摘のところはそのとおりかというふうに考えております。

以上でございます。

【田原委員】

すみません、私の不勉強で、非常に古い地図を使っていらっしゃるということが分かって、隠蔽しようということではないということが確認できました。ありがとうございます。ただ、そこ多分すごく問題だと思うので、どうすればいいのかということをお考えいただければと思います。ありがとうございます。

【卯月会長】

ありがとうございます。

その他の委員はいかがでしょうか。

本件につきましても幾つか指摘されました。渋谷川の水質浄化の問題、あるいは壁面後退等については慎重に進めてほしいと、さらに、最後に地図の問題等もございましたので、こういったことを踏まえて今後進めていただきたいと思えます。

今回の都市計画の変更に関しましては特段の大きな異論はないということで、案のとおり承認いたしますと答申したいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【卯月会長】

ありがとうございます。御異議なしと認めます。

それでは、議題2についての諮問事項については、案のとおり承認いたしますと答申いたします。

加藤幹事。

【加藤幹事】

本日は、議題2の諮問事項につきまして御答申いただきまして誠にありがとうございます。
御答申の趣旨を踏まえまして、これからも慎重に都市計画を進めてまいりたいと存じます。今
後とも御指導をよろしくお願いいたします。

【卯月会長】

ありがとうございました。

それでは、ここで5分程度の休憩をしたいと思います。

それでは、あの時計で3時5分に再開いたします。よろしくお願いいたします。

午後2時58分休憩

午後3時05分再開

【卯月会長】

それでは、再開したいと思います。

次は、議題3です。

東京都市計画道路補助第50号線の変更（案）については、報告事項です。

幹事より御説明をお願いします。

中村幹事。

【中村幹事】

それでは、議題3、東京都市計画道路補助第50号線の変更（案）について、御報告いたしま
す。

資料Fに添いまして、御説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

まずは、表紙をおめくりください。本日の御説明内容となります。

1点目に、原案意見交換会及び意見書につきまして、2点目に補助第50号線の都市計画変更
（案）につきまして、最後に今後のスケジュールについて御説明いたします。

ページをおめくりください。

まず初めに、原案意見交換会及び意見書について御説明いたします。

ページをおめくりください。

原案意見交換会の開催につきましては、WEB開催を1月30日から2月20日まで、渋谷区ホ
ームページで動画配信をいたしました。会場開催につきましては、2月1日に実施しておりま
す。参加、御視聴につきましては、WEB開催が3週間で55回の御視聴がございました。会場
実施につきましては、19名の方に御参加いただいているところです。

また、意見書の提出期間中、2通の意見書の提出がございました。

ページをおめくりください。

意見交換会のほうでいただきました御質問等についてでございます。

まず、補助50号線の今回の区間が廃止されても、目黒区側は6,000台以上の交通量が見込まれるというのがあるが、途中で拡幅整備がなされていない状態で、6,000台以上の交通量が見込まれるのか。につきましては、東京都の都市計画道路ネットワーク全体が整備されたときの予測を行っておりまして、旧山手通りに抜ける道路が整備される予定となっております。というふうに回答してございます。

続きまして、桜丘の大規模開発によって増える交通量は考慮していないのか。につきましては、各々の開発に伴う交通量の増加、こちらは判断基準に入っておらず、東京都全体の都市計画道路ネットワーク、こちらの交通量で判断しています。というふうに回答しております。

続きまして、補助50号線がなくなる場合、桜丘郵便局の前の通りが主な交通道路となるのか。につきましては、都市計画道路の廃止に伴いまして、どの道路が主になるかという判断は行っておらず、道路の利用者の判断によるかと考えています。というふうに回答しております。

続きまして、旧山手通りに抜ける道路というのは、現在整備されていない道路を新しく造るのか。ということにつきましては、補助第50号線支線1は都市計画決定がされております。事業化される場合は計画線に沿って道路が造られます。というふうに回答しております。

都市計画道路の廃止は、東京都の中で前例があるものなのか。というものにつきましては、令和4年3月に渋谷区内の補助線街路第7号線と補助線街路第59号線を廃止しております。というふうに回答しております。

続きまして、さくら坂が渋谷区の道路として残るのか。また、都市計画道路の廃止と渋谷区の道路の廃止の違いは何か。というものにつきましては、さくら坂は残ります。都市計画道路の廃止につきましては、道路そのものの廃止ではなく、都市計画道路として整備しないこととなります。という御回答をしてございます。

続きまして、素案意見交換会でネクストの再開発との関係性について質問されているのに何も言及されていない。ということにつきましては、ネクストの再開発とは関係なく、都市計画道路を廃止するための変更でございます。というふうに回答しております。

ページをおめくりください。

続きまして、都市計画原案に対する意見書の要旨及び区の回答でございます。

都市計画道路における建築制限に従って非効率・高コストにならざるを得なかった建物が存在する限り、計画変更後も課税評価の軽減措置を据え置いていただきたい。という御意見につきましては、都市計画道路内の土地、こちらに関しましては固定資産税と都市計画税の算定基礎となります価格を補正して評価されることになっております。そのことにより周辺の土地と比較して税負担を軽減する措置が講じられておりました。都市計画道路が廃止される区域につきましては、その軽減する措置が適用されないこととなります。ということをお答えしております。

次に、補助第50号線を蛇崩方面から上がってきた車及び補助第50号線支線1が完成することにより補助第25号線より右左折して入ってくる車が、補助第50号線の一部計画廃止により、再開発の進む渋谷駅方面への道路が従来通り狭いままのところ集中することを矛盾と考えない理由は何でしょうか。という御意見につきましては、補助第50号線の廃止する区間につきましては、東京全体の都市計画道路が整備された場合の交通量の推計では基準となります6,000台を下回り、交通量が多くないため不要と判断しております。また、交通量の推計では補助第25号線から渋谷駅方面へ向かう車は放射第22号線を通行することが確認できております。と回答してございます。

ページをおめくりください。

次に、補助第50号線の都市計画変更（案）について、御説明いたします。

ページをおめくりください。

変更理由でございます。

補助第50号線周辺のまちづくりが具体化し、補助第50号線の整備を行わなくても、土地利用の方針を実現できることが確認できたこと。渋谷区まちづくりマスタープランなど渋谷区の上位計画などを踏まえ、区の視点に立った必要性の再検証を行った結果、都市計画道路として拡幅整備する必要性が確認されないことから、補助第50号線の一部区間を廃止するものでございます。

こちらについては、原案からの変更はございません。

ページをおめくりください。

続きまして、計画書でございます。

一部区間の廃止に伴い、起点を渋谷区桜丘町から鉢山町へ延長を約4,920mから約4,150mへ変更いたします。

こちらも原案からの変更はございません。

ページをおめくりください。

総括図となっております。

下図を令和5年度のものに更新してございます。

そのほかは原案からの変更はございません。

ページをおめくりください。

計画図の1枚目でございます。

着色している箇所が今回廃止する区間でございます。

こちらも原案からの変更はございません。

ページをおめくりください。

計画図の2枚目になります。

こちら原案からの変更はございません。

ページをおめくりください。

最後に、今後のスケジュールについて御説明いたします。

ページをおめくりください。

6月26日から2週間、都市計画案について縦覧、意見書の提出を受け付け、次回8月予定の当審議会で諮問させていただき予定でございます。

また、都市計画変更の告示は8月に行えればと考えてございます。

以上が、補助第50号線の変更案についての御報告でございます。よろしくお願いいたします。

【卯月会長】

ありがとうございました。

ただいま幹事より議題3について説明がありました。

何か御意見はございますでしょうか。

牛尾委員。

【牛尾委員】

この廃止については、私はいいとは思いますが、御質問や御意見の中にあつた点と関連あつてちょっと気になるのでお聞きしておきたいんですけども、1つは目黒のほうから鉢山町の先は6,000台で、桜丘まで貫通したとしてもそこは6,000台を下回るといふふうにおつしゃいましたけども、その根拠というか、それはどういふふうになっていますか。

【卯月会長】

中村幹事。

【中村幹事】

こちらにつきましては、旧山手通りのほうに上がっていく車両というのが一定数見込まれるということで、こちらを勘案した計算に基づきますと6,000台から下回るといふ形になるという結果になってございます。

【牛尾委員】

ということは、全線が完成したとしても山手通りに逃げていく車が何百台なのか1,000台を超えるのか分かりませんが、減るだろうと。ここで御意見、おつしゃっているように逆にそこから流入して渋谷方面、桜丘のほうに抜けていく車も出てこようかと思うんですけども、そんなに大きな差はあるんですか。具体的にシミュレーションされたものがあれば目黒側とそれから桜丘との具体的な台数が示されていればお聞きしたいのですが。

【卯月会長】

中村幹事。

【中村幹事】

こちらに関しては、具体的な数字というよりも、目黒側から来たものが渋谷駅のほうにそのまま向かっていくにしても、旧山手通りのほうに上がっていくこともできますし、あるいは旧山手通りのほうから入ってくる車というのが一定数あるとしても、それは地区内に御用事がある方というふうに考えてございますので、都市計画道路のネットワークとしてはこの区間は必要ではないかと考えています。

【卯月会長】

牛尾委員。

【牛尾委員】

もう1点、これは意見交換の中で、さくら坂は残るのかという質問が出ていて、これは非常に思いがあるというふうに思うんですね。勘ぐってはいけないのかもしれないけども、都市計画道路として残しておけば、開発があったとしても、その位置が変わることはないけれども、もしこれが廃止されてしまうと、開発事業者の提案の中で、さくら坂の位置を変更していくような流れというか、そういう動きが出てくるのかなということも心配されてこういう御意見をいただいているのだと思うんですけども、その点についてはなかなか、今はちょっと事業者のほうでどういう対応をするかによって決まることなので、なかなか言いづらい部分もあるかと思うんですけども、その点についての区の方の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

【卯月会長】

中村幹事。

【中村幹事】

今、委員の方からお話もありましたように、今回は都市計画道路の廃止の件でございまして、現道は今廃止するとかそういう話ではなく、都市計画道路は交通量を検討した結果、必要ないということになっています。

一方で、皆様御心配の桜丘がどうなっていくのか、あるいは地域の開発等があるやという話の中でどうなっていくかに関しましては、現状の道路というものを廃止するなり、形を変えるということは地域の皆様も含めて御議論していく中で、あるいは開発事業者といろいろな指導なりやり取りをしていく中で決まっていくものでございますので、今回の中ではあくまでも都市計画道路の変更一部廃止ということで考えて、桜丘につきましては今後またしかるべきときに一定の検討がなされて、地域の方と合意をしながら進めていくことになろうかと考えてございます。

【卯月会長】

他の委員の方はいかがでしょう。

河島委員。

【河島委員】

案の理由書の7ページの最後の段落、しかしながら、補助第50号線周辺のまちづくりが具体化し、補助第50号線の整備を行わなくても、土地利用の方針を実現できることが確認できた。と表現されているんですけど、具体的に確認できたというのは何を言っているのかというのを御説明していただけますか。

【卯月会長】

中村幹事。

【中村幹事】

まず、再開発のほうの準備組合さんがこのエリアに設立されておりまして、その検討が深度化していく中で、地区における地区計画の敷地の共同化、高度利用を促進し、ポケットパーク等の広場や歩行者空間の充実を図るといった、土地利用の方針というものの実現というものが補助第50号線の整備を行わなくても可能というふうに判断しております。

地区における目標とされております敷地の共同化、今申し上げた高度利用の促進、こちらポケットパーク等の広場や歩行者空間の充実を図るといった土地利用につきましては、当該土地における市街地再開発事業、こちらの施行、繰り返しになりますけれども、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新というものが図られることによって実現されていくものと思っております。再開発事業の所管のほうから当該土地利用の方針が実現されるように引き続き指導していくというふうなことを捉えまして、こちらのほうは実現されるというふうに考えてございます。

【河島委員】

準備組合というのは、原案意見交換会の質疑で出ている渋谷ネクストというんですか、そのことをおっしゃっているんだらうと思うんですけど、それ自体はまだ具体化してない。具体化してないんだけど、それありきで確認できたというふうに言っているように見受けられるんですが、そういう理解でいいですか。

【卯月会長】

中村幹事。

【中村幹事】

私の説明がちょっと言い足りなかった部分があるのかと思いますけれども、繰り返しになるかもしれませんが、この再開発事業というものが進んでいく中で、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新というものを図る中で、敷地の共同化、高度利用を促進し、ポケットパーク等の広場や歩行者空間の充実を図るといった土地利用のこの地区の目標といったものを再開発事業の中でこういった方針の実現に向けて引き続き指導していくという中で図られていくというふうに考えています。

【河島委員】

これから再開発事業の計画がうまく進めばおっしゃるような形にはなるんだろうなとは思いますが、必ずしもそれがうまくいくという、そういう言い切りはあまりされていないかなと、この原案意見交換会の質疑でも、ネクストの開発とは関係なく廃止するためのことから、一方ではネクストの再開発がうまくいくことに頼りながら、一方では関係ないと言っている、ちょっと強引な感じが私はするんですよね。

それで、都市計画の整合性ということを考えるならば、地区計画のほうで、先程御説明があったように、50号線の沿道について敷地の共同化、高度利用を促進し、ということが都市計画として位置づけられているわけだから、それについて50号線を消し去っても、別に矛盾はないんだというあたりもどうなのかなと。

本来であれば、再開発事業が熟して、再開発事業が都市計画を動かせるような段階で合わせてこれも都市計画変更で廃止するとか、そういうようなことであれば矛盾がないかもしれないけど、先行的にもし都市計画道路を廃止するなら、本当は地区計画のほうだって変更しなきゃいけないんじゃないかと、地区計画の50号線沿道についての記述は変えなきゃいけないんじゃないか。何となくそのあたりが、手順としてこれでいいんだろうかなという感じが私は御説明から受けています。

それから、もう一つは渋谷ネクストの再開発事業はどういう区域でなされているかと調べてみると、さくら坂を含む両側の街区とそれからインフォスタワー、渋谷区のプラネタリウムが載っている、あの間ちょうど補助50号線に相当するようところが、盲腸みたいにきゅっと出っ張ったような、そういう区域で検討は進められているように調べてみると出ていたりするんですけど、確かに渋谷ネクストと言われる現在検討中の再開発が進めば、インフォスタワーのところは広場もかなりできているからうまくそういう形で整備されるんだろうと思うけど、その先の補助50号線の急峻な坂に計画線が入っている部分、カーブして入っている部分というのは、現状非常に狭隘な道路、その辺りは将来、完全に整備の機会を失うことになるんだろうなと。

渋谷区さんのほうは、そちらのカーブの部分、先の部分で、今まで都市計画道路が指定されていることで、建築規制を受けてきた。それに対応する形で固定資産税などは減免されている部分がある。

それを継続してほしいという、そんなようなことの要望があるようですけども、それは減免するというのもどうかなと思うんだけど、そのあたりの整備というのは区役所、東京都と区役所が一緒になってこれまで都市計画制限をかけてきた、そのことを今回外すわけだから、そのあたりについて、今後のまちづくりはどう進めようとするのかという、そのことの説明が今必要なんじゃないかと思うんだけど、あくまでも都市計画道路を先行的に廃止する、廃止するというだけ強調されて、そのことはどういう影響があって、まちの課題を将来どう解決し

ていくかということについて、あまり説明がないまま今進もうとしているんですけど、そのところはどうなのでしょう。何となく私はそれでいいのかという感じもするんですけど、いかがでしょうか。

【卯月会長】

中村幹事。

【中村幹事】

貴重な御意見ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、東京都における都市計画道路の整備方針の中で、地域のまちづくりとの共同という形で、ここの配置がなされないまま残っていたところなんですけれども、この区間に関しましては、先程から申し上げております再開発により課題となっておりました敷地の共同化、高度利用を促進しという部分が図られるというところで、都市計画道路の廃止というものは進めていけるのではないかと考えております。

周辺のまちをどのようにしていくかというのは今後も引き続き委員の皆様と私ども渋谷区の大きな課題となってくると思いますので、そちらのほうは引き続き皆様と考えていくというような形もあろうかと考えております。

【卯月会長】

河島委員。

【河島委員】

非常にうがった見方かもしれませんが、準備組合ができて再開発事業に、検討する上で補助50号線が残っていると非常に検討がうまく進まないとか、そういうことがあって先行的に50号を消して再開発事業を進めようとしている。そういうふうにも見えないことはないというか、そういうふうにも見えるんですけど、そういうことなのでしょう。

【卯月会長】

中村幹事。

【中村幹事】

私どもこれまでも御説明させていただいたとおり、道路のネットワークとして、こちらの区間については都市計画道路としては必要ないと判断しているため、今回の廃止の御提案をさせていただいているところでございまして、開発ありきとかいうところとは別の話としてこれまで進めているところでございます。

【卯月会長】

本件は報告事項でございますので、さらに地元での検討は進められると思います。その際、廃止に伴う50号線沿道のまちづくりについてきちんと説明し、合意形成をしてほしいということだと思います。

報告事項でございますので、これで終了とさせていただきます。

ありがとうございます。

次に、議題4、東京都市計画道路補助第20号線の変更（原案）について、これも報告事項でございます。

幹事より御説明をお願いします。

佐藤幹事。

【佐藤幹事】

それでは、議題4、東京都市計画道路補助第20号線の変更（原案）について、の報告事項を説明させていただきます。

本年2月の都市計画審議会において、都市計画変更の素案を御報告させていただきました。

本日は補助第20号線の変更（原案）を作成いたしましたので、御報告させていただきます。あらかじめ送付しております資料は資料Hと資料Iの2点でございますが、本日は資料Iを用いて御説明させていただきます。

では、恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

まず、ページをおめくりください。

1点目に都市計画道路の概要について、2点目に猿楽橋架替え事業について、3点目に都市計画変更の必要性について、4点目に素案意見交換会について、5点目に補助第20号線の都市計画変更（原案）について、6点目に今後のスケジュールについて、最後に令和5年2月10日開催の都市計画審議会での御意見に対する御回答について御説明いたします。

ページをおめくりください。

まず、都市計画道路の概要について御説明させていただきます。

ページをおめくりください。

こちらの図面で青線で示しております道路が今回変更を予定しております補助第20号線でございます。

なお、補助第20号線は既に完成している路線となっております。

以上が、都市計画道路の概要についての御説明になります。

ページをおめくりください。

次に、猿楽橋架替え事業について御説明いたします。

ページをおめくりください。

猿楽橋は補助第20号線に位置しており、交通ネットワーク等を形成する区内でも重要度の高い道路の一部でございます。猿楽橋の桁下はJR線路及び補助第18号線と立体交差しております。

ページをおめくりください。

猿楽橋は昭和9年の竣工から約90年が経過しており、竣工当時に比べて車両の大型化、通行台数の増加及び橋梁部材の経年劣化により長期的な橋梁の安全性が懸念される状況でございます。このため平成28年度より有識者を交えた「猿楽橋検討会」で議論を重ねた結果、抜本的な対策として令和元年度に新しい橋へと架替えを推進することとなりました。

ページをおめくりください。

こちらの図は、新設橋のイメージになります。

左手側が明治通り、右手側が代官山です。JR線路及び補助第18号線を跨ぐ鋼橋と明治通り側にコンクリート橋がございます。具体的な構造検討を進めた結果、JR線路上の鋼橋部分については18.9m、コンクリート橋部分については15.3mの幅員が必要となりました。

ページをおめくりください。

現在、架替え工事に先行して、猿楽橋の前後区間の擁壁等の更新工事を実施しております。擁壁等の更新工事につきましては、令和7年度に完了する予定でございます。架替え工事は擁壁等更新工事完了後、速やかに工事に着手できるよう設計及び関係機関協議を進めております。

以上が、猿楽橋架替え事業についての御説明になります。

ページをおめくりください。

次に、都市計画の変更の必要性について、御説明いたします。

ページをおめくりください。

都市変更の内容としましては、補助第20号線の一部幅員の変更と車線の数の決定の2点を予定しております。

ページをおめくりください。

まず、1点目の一部幅員の変更につきましては、新設橋の構造に合わせて、都市計画の計画幅員の一部を15mから15.3mまたは18.9mに拡幅いたします。

ページをおめくりください。

なお、拡幅部分の用地はJR線路敷及び道路敷であるため、用地取得の必要はございません。また、拡幅による用途地域の変更もございません。

なお、都市計画変更によって、本路線と立体交差する補助第18号線の都市計画変更及び事業認可変更もございません。

ページをおめくりください。

2点目の車線の数の決定についてです。

都市計画の幅員が15mで完成している路線であり、現状の2車線で顕著な交通渋滞は見られません。したがって、車線の数を2車線といたします。

以上が、都市計画変更の必要性についての御説明になります。

ページをおめくりください。

次に、素案意見交換会について御説明いたします。

ページをおめくりください。

素案意見交換会の日時及び場所につきましては、WEB開催を令和5年3月14日から28日まで、渋谷区ホームページで動画配信をいたしました。会場開催につきましては、3月23日にリフレッシュ氷川にて実施いたしました。

御意見は9件いただいております。御意見の内訳としましては、都市計画に関する御意見はございませんでした。その他、御意見としては事業施行に関する御意見を9件いただいております。

ページをおめくりください。

こちらは事業施行に関する主な御意見でございます。

1点目、なぜ通行止めが必要で、いつまで通行止めを行うのか。との御意見の回答になります。施工条件が厳しい鉄道上空での施工であることを踏まえ、仮橋を含めて様々な施工方法を検討しましたが、全面通行止めをせざるを得ない結果となりました。さらに、鉄道上空では終電から始発までの2時間程度に施工時間が限定されることから、施工期間が長期となります。このため10年以上の全面通行止めが必要となります。今後も工期短縮を図れるように施工方法を詳細に検討してまいります。

なお、工事期間中、車両については駒沢通りや旧山手通りなどの幹線道路へ、歩行者については、四反道跨線人道橋への迂回を計画しております。

2点目、代官山町側の階段の老朽化が心配である。エレベーターは整備されるのか。との御意見に関する御回答です。バリアフリーを考慮し、代官山町側にエレベーター設置を検討しております。

素案意見交換会の主な御意見については以上となります。

ページをおめくりください。

次に、補助第20号線の都市計画変更（原案）について、御説明いたします。

ページをおめくりください。

こちらは都市計画の案の理由書でございます。

1、種類・名称です。東京都市計画道路幹線街路補助線街路第20号線。

2、理由です。猿楽橋を架け替えるためには、跨線部の幅員を拡幅する必要が生じたことから、補助第20号線の都市計画の一部幅員を変更し、またこれに合わせて車線数の車線数を2車線と決定するものでございます。

ページをおめくりください。

次に、総括図でございます。

補助第20号線全線が変更区間であるため、路線全体を赤い色で着色しています。

ページをおめくりください。

次に、計画図でございます。

変更概要としては、1、一部幅員の変更について、計画幅員15mを15.3mから18.9mへの変更をいたします。

2、車線の数の決定につきましては、2車線に決定いたします。

なお、素案からの変更はございません。

ページをおめくりください。

次に計画図の1枚目でございます。

補助第20号線の起点側の計画図でございます。

車線の数を2車線に決定いたします。

なお、素案からの変更はございません。

ページをおめくりください。

次に、計画図の2枚目でございます。

一部幅員を15mの計画幅員を15.3メートルから18.9mへ変更いたします。

また、車線の数を2車線に決定いたします。

なお、素案からの変更はございません。

ページをおめくりください。

次に、計画図の3枚目でございます。

車線の数を2車線に決定します。

なお、素案からの変更はございません。

以上が、補助第20号線の都市計画変更（原案）についての御説明になります。

ページをおめくりください。

次に、今後のスケジュールについて御説明いたします。

ページをおめくりください。

原案の意見交換会及び公告・縦覧以降、都市計画変更の案を作成し、改めて公告・縦覧、令和5年11月の都市計画審議会に付議し、同年12月の都市計画変更を目指してまいります。

ページをおめくりください。

次に、令和5年2月10日開催の都市計画審議会での御意見に対する回答について、御説明いたします。

ページをおめくりください。

まず、代替の道路はという御意見について、御回答させていただきます。

通過交通については、駒沢通りや旧山手通りなどの幹線道路への迂回を計画しており、警察と相談の上、検討を進めております。今後は、迂回計画について、早い段階から地域及び道路

利用者に周知を図ってまいります。

ページをおめくりください。

次に、通行止めになる区間は代官山町へのアプローチは問題なく行えるのか。との御意見について御回答いたします。通行止めの区間は図で赤く表示した猿楽橋を通行止めにする予定です。代官山町交番前交差点から代官山町へはこれまでと変わらずアプローチできる予定です。

一方、並木橋交差点から代官山町へアプローチする場合には、1つ前のスライドでお示ししております幹線道路への迂回をお願いする予定です。

ページをおめくりください。

最後に、10年間の通行止め期間を考慮して、架替えを決定したのか。との御意見について回答いたします。施工条件が厳しく鉄道上空での施工であることを踏まえ、仮橋を含め様々な施工方法を検討しましたが、全面通行止めをせざるを得ない結果となりました。さらに、鉄道上空では終電から始発までの2時間程度に施工時間が限定されることから、施工期間が長期になります。このため10年以上の全面通行止めが必要となります。

上記を踏まえ、令和2年2月に策定した「猿楽橋長期計画」では、パブリックコメントを実施し、架替えを推進することとなりました。

以上が、東京都市計画道路補助第20号線の変更（原案）についての報告事項でございます。

よろしく願いいたします。

【卯月会長】

ありがとうございます。

ただいま幹事より議題4について説明がありました。何か御意見はございますでしょうか。

斎藤委員。

【斎藤委員】

意見ではないんですけど、ちょっと素朴に疑問に思ったんですが、実はさっきの50号線のときに交通量の変化の話があったときに、この猿楽橋の通行止めというのは先程の想定の中で考えたんでしょうか、ということです。やはり近隣になるので、影響が少なからず私はあるのではないかなと思っているんですが、どちらに伺ったらいいか分からないけれど、中村幹事なのか、佐藤幹事なのか。そこをちょっと伺いたいと思います。

【卯月会長】

佐藤幹事。

【佐藤幹事】

御意見、ありがとうございます。

今回の通行止めが近隣の50号線に影響するかという御質問だったかと思います。

現実的には迂回が生じますが、幹線のところを通行していただきますので、大きくは影響しな

と思いますが、少なからず影響があると思われれます。

以上です。

【卯月会長】

斎藤委員。

【斎藤委員】

私は結構少なからずというか、やはりこの代官山の裏道のことを考えると、やはり相当影響が出るのではないかと思いますので、その辺はぜひ、都市計画道路の報告で申し訳ないですけども、ちょっと伺っていて思ったものですから、その辺はやはりいろいろなところに目を向けて想定していただきたいなと思います。これは要望しておきます。

【卯月会長】

ありがとうございます。

他の委員の方はいかがでしょうか。

【志村委員】

前回、2月の審議会を休んでしまったので、もう意見交換されているかもしれないですが、一応確認ということで発言させていただきます。

先程、資料で、今、映っていますが、迂回のことには分かったんですけども、やはり緊急車両というのがあるということがあって、10年を超えるという期間ですので、警察車両もありますし、消防車両、救急車もありますし、JRに架かっている橋の南北の間隔が結構あるので、緊急車両の到達が結構遅れる可能性というのが長期にわたって発生するのではないかという、とにかく都市計画の変更に関しては特に異論はないですが、純粋な心配事として思っております。

それとやはり生活道路としてもやはり使われているわけなので、近くに学校ですか、そういったこともありますので、子供たちであるとか、お年寄り、車ではなくて歩行者といったようなことの問題が発生しないのかというあたりのことをちょっと確認させてください。

【卯月会長】

佐藤幹事。

【佐藤幹事】

まず1点目の緊急車両ですが、こちらはしっかりと警察、消防、その他関係機関と連携して、遅れるようなことがないようにしっかりと協議を行っていきたいと思います。

2点目の生活道路として、学校とか通学があるということなんですけれども、こちらについても地域の方、通行止めに関して非常に大きな影響があるというふうに我々は認識してございます。

つきましては、今後にはなるんですけども、意見交換会というのを複数回実施させていた

だいて、具体的にどういった課題があるのか、また区としてどういうことが対応できるのか、これを一つ一つ丁寧に図ってまいりたいと考えてございます。

【卯月会長】

ありがとうございます。

その他の委員はよろしいでしょうか。

牛尾委員。

【牛尾委員】

鉄道線路上の工事を含むので絶対大変だし、造りを見ていると鋼橋で一本の高架ということなので、なかなか大変さは分かるんだけど、ただ1日2時間しか工事ができない。そのために10年間かかりますといった説明だけだと、そうは言ってもやはり生活で御利用されている方とかから様々な御意見が出てくると思います。

例えば、10年間にしても、例えば一定の期間を使えるようにする工夫だとか、あるいは歩行者や自転車ぐらいは通れるようなことを考えると、様々な施工上の問題なんかも絡めてになると思うんですけども、検討されることはあっていいのかなというふうに思うんですけども、都市計画の議論の場なので、ちょっとその辺はこれからということなのかもしれませんけれども、ぜひできるのであればそういった検討もぜひしていただきたいと思いますが、もしそういう可能性があるのであれば少し聞いておきたいと思います。

【卯月会長】

佐藤幹事。

【佐藤幹事】

御意見、ありがとうございます。

本日は、都市計画変更の説明ということで、施工ステップ等を省略させていただいております。この点につきましては、今後の意見交換会そのほか工事の実施に当たっての説明会、こういったところではなぜ10年以上も施工期間がかかるのか、そういったものを一つずつステップを御覧いただきながら、御確認をさせていただければと、御理解をいただけるように説明を尽くしてまいりたいと考えてございます。

また、工期に関しては、JRさんと協力していくことになるんですけども、その中でも委員のおっしゃるとおり、ちょっとした工夫とか大きな工夫で、工期短縮につながるがあると思いますので、積極的に様々な検討をさせていただければと思っております。

また、歩行者の迂回については、現在進めております四反道跨線人道橋、こちらは猿楽橋からは200mほど恵比寿側になりますが、こちらは猿楽橋の迂回に間に合うように、老朽化した歩道橋を架け替えてございますので、そういったところも丁寧に御案内をさせていただければと考えてございます。

以上です。

【卯月会長】

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、いろいろと御指摘いただきました。やはり10年というのが皆さん委員の中では相当重要だというふうに思われていると思いますので、施工のプロセス、施工方法等についても引き続き御検討していただきたいと思います。

これは報告事項でございますので、これにて終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

引き続き、議題5、玉川上水旧水路緑道の都市計画の変更（原案）について、これも報告事項です。

幹事より御説明をお願いいたします。

井戸田幹事。

【井戸田幹事】

それでは、議題5、玉川上水旧水路緑道の都市計画の変更（原案）について、の報告事項を御説明いたします。

本日は、資料を2種類用意してございます。都市計画の変更（原案）は資料Jのほうでございしますが、本日は資料K、玉川上水旧水路緑道の都市計画の変更（原案）について、こちらに沿って御説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

次のページを御覧ください。

目次でございます。

1、これまでの検討状況。2、素案意見交換会でいただいた主な御意見。3、玉川上水旧水路緑道の都市計画の変更（原案）について。4、今後の進め方、の順に御説明をいたします。

なお、ページ番号は資料右下に記載がございます。

次のページを御覧ください。

これまでの検討状況でございます。

次のページを御覧ください。

まず、都市計画審議会への御報告について、でございます。

本年3月27日の都市計画審議会におきまして、都市計画の変更素案を御報告をさせていただきました。

次のページを御覧ください。

その際の内容を改めて簡潔に御説明をさせていただきます。

まず、現行の都市計画でございます。

名称は東京都市計画道路特殊街路歩行者自転車道第1号線でございます。図の青色の線で示しているものでございます。

なお、この名称が長いものですから、以降は歩自1と表現させていただければと思います。

歩自1の決定告示日は、昭和47年11月4日。決定告示番号は東京都告示第1221号。起点は図の右側渋谷区代々木二丁目、終点は図の左側世田谷区大原二丁目。延長は約4,970m。幅員は10から28mでございます。

次のページを御覧ください。

次に、都市計画の見直しの考え方についてでございます。

現在は都市公園として管理しており、今後も再整備事業が計画されていることから、現行の管理と整合を図るため都市計画公園に変更するものでございます。

都市計画の見直しの範囲といたしまして、図中の緑色で示している区間を対象に先行的に都市計画を変更したいと考えてございます。

なお、世田谷区、新宿区と接する区間につきましては、引き続き両区と継続協議しながら変更を目指してまいります。

次のページを御覧ください。

次に、歩自1の変更内容についてでございます。

歩自1について図中の黄色の区間を廃止し、路線の延長を約4,970mから約2,570mに変更いたします。残りのオレンジ色の区間につきましては、新宿区、世田谷区と継続して協議を進め、引き続き見直しを進めてまいります。

次のページを御覧ください。

次に、都市計画公園の都市計画決定についてでございます。

図中の黄色の区間につきまして、都市計画公園といたします。

面積は、約3.4ha、種別、近隣公園、名称、東京都市計画公園第3・3・129号玉川上水旧水路緑道公園。位置、代々木三丁目、代々木四丁目、初台一丁目、西原一丁目、西原二丁目及び幡ヶ谷2丁目各地内といたします。

次のページを御覧ください。

その際にいただきました御質問と御回答についても改めて御説明をさせていただきます。

まず、歩自1のこれまでの歴史的な経過という御質問につきまして、歩自1は昭和47年に都市計画決定されました。一方で、現在は都市公園として利用されています。というふうに回答させていただきました。

次に、土地所有者と管理者は誰なのか。土地所有者に都市計画変更の了解をもらっているのかという御質問につきまして、土地所有者は東京都水道局、京王電鉄で、都市公園として現在は渋谷区が管理しています。これまで適宜情報共有しておりまして、現時点で特段問題等はい

ただいております。と回答させていただきました。

近隣区との協議状況はどのような状況かという御質問につきましては、これまでも協議、情報共有をさせていただいております。今後も継続をしております。と回答させていただきました。

都市計画を変更することにより沿道の建物の接道要件が変わって不利益が発生するというようなことはないか。という御質問につきましては、今回の都市計画変更により接道要件が変わる等の不利益が発生することはありません。と回答させていただいたところでございます。

以上が、前回の都市計画審議会で御説明を差し上げた内容でございます。

次のページを御覧ください。

次に、素案意見交換会でいただいた主な御意見でございます。

次のページを御覧ください。

意見交換会の開催についてでございます。

まず、渋谷区ホームページ上で動画配信を令和5年4月24日から令和5年5月2日の期間に行いました。閲覧数は25件、問合せは1件でございます。

また、会場実施は、令和5年4月27日18時から19時に行いまして、参加者数1名となっております。

次のページを御覧ください。

意見交換会での御質問、御意見についてでございます。

まず1点目、再整備に伴って既存の樹木を切らないで残していく方向で考えてほしいという御意見をいただきました。

私どもとしましては、これまで実施した樹木調査につきまして、幹や枝に著しい枯損があったものにつきましては、緑道の利用者への危険がないよう、それらを順次伐採するということ考えているところでございます。

なお、再整備工事の際には植え替えるということを想定しております。

次に、再整備事業はいつから計画されて、いつ終わるのか。という御質問がございました。

本事業は2017年度より検討を開始し、地域の方々の御意見をいただきながら進めているところでございます。今後の設計業務等を進める中で整備スケジュールを検討し、取りまとめたかと考えています。と回答させていただきました。

次のページを御覧ください。

現在の緑道は自転車に乗って通ってはいけないのか。という御質問をいただきました。

渋谷区立都市公園条例に基づき、緑道内は車両の乗入れ、または留め置くことが禁止されております。というふうな回答をさせていただいております。

今回の都市計画の見直しによって、都市計画上どのような位置づけになるのか。緑道を道路として整備するのか。といった御質問がございました。

今回の見直しによりまして、都市計画公園となります。緑道を道路として整備するものではございません。といった回答をさせていただいております。

暗渠の所有者は誰か。という御質問をいただきました。

暗渠の所有者は東京都水道局です。と回答をさせていただいております。

次のページを御覧ください。

玉川上水旧水路緑道の都市計画の変更（原案）について御説明いたします。

次のページを御覧ください。

まず、これまでも御説明させていただいたところがございますけれども、改めて今回の都市計画変更についてでございます。

変更の理由として、玉川上水旧水路緑道について、現行の管理と整合を図るため、都市計画道路を変更し、都市計画公園と決定する。というものでございます。

また、変更内容として、2つの都市計画変更がございます。

1つは、歩行者自転車道第1号線の延長を変更するもの。もう一つは、都市計画公園として定めるものでございます。

次ページ以降でそれぞれ御説明いたします。

次のページを御覧ください。

まず、都市計画道路の変更についてでございます。

まず、こちらは計画書でございます。

変更の内容につきましては、これまで御説明してきたとおりでございます。先程も御説明差し上げましたが、素案からの修正はございません。

次のページを御覧ください。

こちらは総括図でございます。

廃止となります歩行者自転車道第1号線の位置を赤い色で示してございます。

次のページを御覧ください。

計画図でございます。

図の黄色で塗られた部分が歩行者自転車道第1号線の廃止となる区域でございます。

こちらは計画図4枚にわたってございます。

18ページから21ページまで計画図となっておりまして、区間ごとに記載しているものでございます。

次に、22ページを御覧ください。

こちらは都市計画の案の理由書でございます。

こちらにつきましては、これまで御説明を差し上げてきた内容を中心にまとめてございます。

最後の段落に記載がございますけれども、歩行者自転車道第1号線として整備する必要性が

確認されないことから、一部区間を廃止し、延長約4,970mを約2,570mに変更しようとするものでございます。ここまでが都市計画道路の変更について、でございます。

次のページを御覧ください。

続きまして、都市計画公園について、でございます。

まず、計画書でございます。変更内容につきまして、これまでの御説明を差し上げてきたとおりでございます。素案からの修正はございません。

次のページを御覧ください。

総括図でございます。都市計画公園として定める位置を赤色で示してございます。

次のページを御覧ください。

計画図でございます。図の緑色で囲まれた部分が都市計画公園として定める区域です。

こちらの計画図は4枚ございます。25ページから28ページまでにわたりまして区間ごとに計画図としてお示ししているものでございます。

29ページを御覧ください。

都市計画の案の理由書でございます。こちらにつきましても、これまで御説明を差し上げてきた内容を中心にまとめてございます。

最後の段落に記載してございますけれども、水と緑のネットワークを形成し、緑豊かな都市環境の形成やにぎわいの創出に寄与する持続可能性な緑空間の整備を促進しつつ、災害時の活動の拠点となるさらなる防災機能の強化を図るため、約3.4haの区域について都市計画公園にする都市計画変更をしようとするものでございます。

以上が、都市計画公園の変更についてでございます。

次のページを御覧ください。

最後に今後の進め方について御説明いたします。

次のページを御覧ください。

本日の都市計画審議会への原案の報告の後、意見交換会の開催、公告・縦覧を行います。

その後、案の作成、公告・縦覧を経て、都市計画審議会へ付議させていただき、令和5年度中の都市計画変更を目指してまいります。

玉川上水旧水路緑道公園の都市計画の変更（原案）についての御説明は以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

【卯月会長】

ありがとうございます。

ただいま幹事より議題5について説明がありました。

何か御意見はございますでしょうか。

加藤委員。

【加藤委員】

意見というよりも教えていただきたいんですけども、こちらの12ページでございます今回の事業が2017年度から開始された。前回の都市計画審議会は欠席しているものでちょっととんちんかかかもしれないですけども、緑道の活用に関しまして、ササハタハツというグループというんでしょうか、そういう組織があって、イベントなんかをやっているというふうに伺っているんですけども、そういう実験的なイベントを実施することで、出てきた意見を反映、どのようにされているか。それをぜひ伺いたいと思ひまして、まさにいろいろな地域のいろいろな組織が関わってかなり実験的な試みをしたと聞いておりますので、それを教えてください。

【卯月会長】

井戸田幹事。

【井戸田幹事】

ただいま御質問いただきました事業のことですか、あるいは取組につきまして前回も少し御紹介させていただいたところでございますけれども、玉川上水旧水路緑道につきましては、これまで長年にわたって地域の方々を中心に利用されてきてございますけれども、経年劣化に伴う施設の老朽化が進んでいることから、新たなニーズに即した再整備を行うということとしてございます。

その再整備に当たりましては、地域の方々と意見交換をさせていただきながらササハタハツエリアと呼んでおりますが、笹塚、幡ヶ谷、初台駅周辺エリアの新たなまちづくりを牽引するようなそのようなプロジェクトとなることを目指しているものでございます。

ただいま御質問にありましたようにいろいろな活動があるというところでございまして、ササハタハツエリアにおきましては、いろいろな地域の方々も活動されている、その中で緑道も使ってイベントをしていただいたりということ、あるいはマルシェとかそういったようなことも実施されてきているといったような取組がございまして。

そうした公共空間を活用するといった取組、これらを通じてこの緑道という資源を地域に活用していただくということも含めて、取組を進めているということでございます。

以上でございます。

【加藤委員】

計画についてはまだ進行中ということですね。整備の方向については進行中ということでしょうか。

【卯月会長】

井戸田幹事。

【井戸田幹事】

緑道の再整備につきましては、これまでもササハタハツ会議といわれる場ですとか、あるいは出張座談会といったような場で、区民の皆様と意見交換をしながら検討を進めてきているところでございます。

緑道は大変延長が長いものですから、検討を重ねながら、意見交換をしながら整備に向けては検討を進めているところという段階でございます。

【卯月会長】

他の委員はいかがでしょうか。

牛尾委員。

【牛尾委員】

これまで自転車歩行者道として指定されて都市計画で決定されていたものを都市計画公園に変更しようということなんですけれども、ちょっと私が不思議に思うのは、都市計画道路であった時代の利用の状況ですとか、それから実態、これはやはりあまり俎上に上ってないような気がして、緑道公園を活用してマルシェとかいろいろなお話がありましたけれども、そういうことを実際にやっているのは私も聞いていますけれども、例えば自転車道として中に側道みたいにして自転車が通れるようになっている部分と、通れない部分もあって、緑道の部分に自転車を入れて通らざるを得ない状況になっているところもあったりとか、その機能が一環してできてなかったようにも思っているんですね。

そこはやはり廃止して、変更しようというのであれば、そういう機能についてもどういうふうに保全していくのか、あるいはもう廃止でいいのかというような検討がなされてしかるべきだというふうに思うんですけれども、そういったあたりはどういうふうになっていますか。

【卯月会長】

井戸田幹事。

【井戸田幹事】

自転車ネットワークとしての考え方につきまして、こちらも前回少し御説明をさせていただいたところでございます。

自転車の通行環境が周辺の渋谷区、それから近隣区も含めまして、自転車通行環境のネットワークとして周辺道路で順次整備が進められているといったような状況になってございます。

また、歩行者のネットワークとしましても、これまで既に公園として管理をされておりまして、歩行者の方々に既に御利用されている、今後もそういった状況で歩行者のネットワークも担保されるといったようなことから、これは改めて自転車歩行者道路として整備するといったような必要性はなく、道路ではなく公園として引き続き利用していただけるものがふさわしいだろうというふうに考えているところでございます。

【卯月会長】

牛尾委員。

【牛尾委員】

今回のこの原案を見て、改めて気がついたというか、非常に延長というか長い道路、公園なので、一つ一つ見ていくと、例えば西原の辺りは車が通れるような道路も歩自1になっていたりとかしますよね。それで今回公園として指定しようとする部分は、そこは避けていますよね、そういったあたりをきちんと説明してもらわないと、今回の都市計画公園の決定というところの計画図で道路と交差するところはきちんと外されていたりとか、それから幅員も側道に自転車が通れるところを少し残したりしているのか。というようなこともちょっと見受けられるので、そこをもう少し丁寧に聞かせていただきたいのですが。

【卯月会長】

井戸田幹事。

【井戸田幹事】

ただいま御質問いただきましたのは、緑道に沿って横に道路が通っている場所が実際にございます。本日の資料で御説明を差し上げますと、例えば19ページ目を御覧いただければと思います。

図の19ページ、計画図でございませけれども、例えば左側の辺り、ちょっと見づらくて恐縮でございませけれども、緑道が現在あるその横を道路が走っている状況でございませ。こちらは道路と緑道を含めた形で現在は都市計画道路として位置づけられているものでございませ。今回、こちらを廃止しまして、同じく26ページが該当する部分でございませけれども、新たに都市計画公園とする部分につきましては現在の緑道として御利用していただいている範囲を都市計画公園として定めるものでございませ。

したがいまして、現在道路となっているところは引き続き道路として管理されていくものでございませ。

以上でございませ。

【卯月会長】

牛尾委員。

【牛尾委員】

今、緑道に沿って自転車が通れる場所がありますよね。それはどういうふうになるんですか。

【卯月会長】

井戸田幹事。

【井戸田幹事】

緑道の横を通っている道路につきましては、今も自転車が通れますし、今後も自転車が通ることができます。一方で、緑道の中、公園の中の通路の部分につきましては、こちらは公園区

域でございますので、現在も緑道内での自転車の通行というのは御遠慮いただいでいて、押し歩きしていただいているものですから、緑道の中の部分につきましては、引き続き自転車での通行は御遠慮いただくといたようなことで想定してございます。

【牛尾委員】

実態はあれですか、調べておられますか。その緑道の中を自転車が通ろうとするようなところ、側道みたいなものがないがゆえにそうなっているとか、じゃないかと思うんだけど。その辺はどういうふうに把握されていますか。

【卯月会長】

井戸田幹事。

【井戸田幹事】

現実的に緑道内を自転車で通行されているということは、区民の方々から御意見をいただくことがやはりございます。

公園の利用者の安全性を考えますと、やはり公園内でございますので、自転車の通行は御遠慮いただきたいということで、既に啓発をさせていただいたり、看板をはらせていただいたり、御案内をさせていただいているというところでございます。

一方で、自転車走行空間につきましては周辺の道路で順次整備が進んでございますので、緑道ではない道路のほうを御利用になっていただくのが、自転車は原則道路を御利用いただくというふうに考えているものでございます。

【卯月会長】

牛尾委員。

【牛尾委員】

先程あった車も通れる道路も歩自1に指定されているところがありますけれども、そこは残された部分というのは、それは区道としてそのまま指定されている。いわゆる都市計画道路ではなくというだけだということではないですか。

【卯月会長】

井戸田幹事。

【井戸田幹事】

委員がおっしゃるとおり、現在、道路となっているところは引き続き道路でございます。

【牛尾委員】

原案ですから、これからまた意見をいただいたりとか、それで案をつくってとなっていくんだと思いますけれども、ただ今自転車については通れるところは残すというふうに、それ以外のところについては新たなネットワークを進めているところだと。

今まであった道路を変更するに当たって、ちょっとそこが十分なのかなとちょっと疑問に感

じるところがありますので、そういったあたりもぜひ聞いていただいて、また御意見があればきちんと対応していただきたいということだけを指摘させていただきます。

【卯月会長】

ありがとうございます。

その他の委員はいかがでしょうか。

大丈夫ですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

【卯月会長】

ないようでしたら、議題5は報告事項でございますので、これで終了とさせていただきます。

次に、議題6、その他でございますが、何かありますでしょうか。

齋藤幹事。

【齋藤幹事】

次回の開催は、8月4日金曜日、午後1時30分より会場は区役所14階の大集会室にて開催予定でございます。

よろしく願いいたします。

【卯月会長】

次回の開催は8月4日金曜日に開催との報告を受けました。開催通知につきましては、別途送付いたします。

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

【卯月会長】

それでは、本日はこれで閉会といたします。

御協力、ありがとうございました。

午後4時19分閉会